

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 23. 4 定 )</b>			
日 時	平成 23 年 12 月 8 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、濱本副委員長、吹田・小貫・松田・酒井・ 齋藤(博)・中島・山田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 水道局・総務部・産業港湾部・生活環境部・建設部・保健所各参事、 保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 (教育部参事 欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして一言ごあいさつ申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただきまして、委員長に就任をさせていただきました千葉でございます。初めての委員長就任ということで、ふなれではありますが、最善を尽くす努力をしてみたいと思っております。

本予算特別委員会に付託されております議案の中に、新たな介護サービス事業ですとか、また認定こども園の推進事業ですとか、また懸案事項でありました夜間急病センターの建設事業費など含まれておりまして、市民の関心も非常に高いというふうに思っているところであります。

副委員長ともども公正にして円滑、そして活発な委員会運営になるよう努めてまいりたいと思いますので、委員各位はじめ市長、理事者の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には濱本委員が選出されておりますことを報告させていただきます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、酒井委員を指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。山口委員が斎藤博行委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。  
共産党。

---

○小貫委員

代表質問にかかわって幾つかお尋ねいたします。

◎ＴＰＰについて

昨日、全国農業委員会会長代表者集会在東京都内で開かれたという新聞報道がありました。ここで採択された決議には、ＴＰＰ交渉参加の撤回を求める観点として、次のことが挙げられています。情報開示がない。国民の安全・安心の分野で国益を損ねるおそれが強まっている。食料自給率 50 パーセントを目指す国の方針に矛盾する。東日本大震災の復興とは両立しないということです。

そこで、お伺いいたしますが、農業委員会から市に、何かＴＰＰの問題で意見、要望というのはこの間あったのでしょうか。

○（産業港湾）農政課長

今のお尋ねですけれども、小樽市農業委員会からは、意見、要望というのはまだ出ておりません。

○小貫委員

それでは、農業委員会だけではなく、そのほかの諸団体から、この間、小樽市にＴＰＰの問題で意見を聞いてきたということはあったのでしょうか。

○（総務）企画政策室上石主幹

現段階においては、どの分野でどういった影響があるのか見えてこないことから、正式な意見を聞く場は持っておりません。

○小貫委員

11 月 13 日にＡＰＥＣで、野田佳彦首相がＴＰＰ参加に向けて事前協議に入るという表明がありました。このあ

たりから情勢が激変してきていると私は思います。ですから、このような中で、今後小樽市として、諸団体から T P P 参加について意見を聞く場を設けることを検討することができないかどうか、お伺いいたします。

○（総務）企画政策室上石主幹

日ごろから、各関係部局におきましては、各関係団体との情報の共有を図っているところではありますが、T P P に関しましては、まずどのような分野でどのような具体的影響があるのか、そういった具体的な情報開示がなされるよう、北海道市長会を通じまして要請をする必要があると考えております。その情報の内容によって、今後は判断していきたいと考えております。

○小貫委員

ぜひ積極的に働きかけてほしいということを要望しておきたいと思います。

◎新規高卒者の雇用対策について

次に、新規高卒者の雇用対策について、お伺いいたします。

この雇用対策については、形を変えて似たような制度を実施していくということで受け取ってよろしいのかどうか、確認いたします。

○（産業港湾）商業労政課長

ただいま御質問された新規高卒者の雇用対策についてでございますけれども、先日の代表質問の中で市長が答弁させていただきましたとおり、奨励金事業につきましては、基金の残高などから継続は困難だというふうに思っております。ただ、高校生の雇用状況につきましては依然として厳しいものと認識しておりますので、引き続き高校生の就職支援は必要と考えております。

今後の具体的な取組については、企業説明会や就職サポート実践講座など、現在、実施しております地元定着促進事業を、ハローワークなどと十分連携しながら取り組んでいきたいと考えておりますし、国の施策も確認しながら、こういった効果的な事業について今後検討していきたいと考えております。

○小貫委員

今、資料が回ってきました、平成 23 年 11 月 8 日に、小樽市農業委員会として、例外なき関税撤廃を原則とする T P P 交渉への参加に反対するという緊急要請を行っているということなのですが、これは小樽市ではなくて国に行ったということなのでしょうか。

○（産業港湾）農政課長

これにつきましては、北海道農業会議というところがあるのですが、北海道農業委員会の上部組織のようなところなのですが、そこからの要請で、反対する旨の文書を鉢呂衆議院議員の事務所等に送ってくれということで、急遽農業委員会のほうから送っております。決して小樽市への要請ではありません。

○小貫委員

民主党経済連携 P T 座長の鉢呂議員に要請した結果、何か返答は返ってきていたのでしょうか。

○（産業港湾）農政課長

直接農業委員会にファクスで送っているのですが、返答等は来ていないと思います。

○小貫委員

◎学力と家庭の経済力との関係について

次の質問に入ります。

学力と家庭の経済力との関係なのですが、代表質問で「子供一人一人の可能性を社会経済的な要因に埋もれさせることなく、学校教育において確かな学力をはぐくんでいくことが大切であることを示唆しているものと受け止めております」と、このように教育長から御答弁をいただいています。この場合、経済力と学力との関係性が認められるというお考えなのか、主要な問題ではないと考えているのか、いろいろ解釈の仕方があるのですが、

も、もう少し具体的に聞かせていただきたいと思います。

○(教育)指導室長

ただいま委員のほうから御指摘がありました件ですけれども、これにつきましては文部科学省の平成 22 年度の全国学力・学習状況調査のポイントということで、その中のデータというふうにとらえておりますが、これには就学援助を受けている児童・生徒の割合とその正答率の関係が示されていて、一つの分析結果であるという認識をしております。経済力イコール学力という認識に立ってはおりません。

○小貫委員

私も経済力のない保護者の子供がすべて学力が低いとは考えていないのですけれども、それが大きな原因にあるのではないかというふうに思っています。確かに御答弁いただいたように、あの結果を見ていると、ばらつきというのは、就学援助を受けている児童・生徒の割合が高い学校では大きいわけですよね。ただ、別の調査でも、1か月の学校外の教育支出と算数の学力平均値について、学校外の教育費の支出がなしの場合は 35.3 点、5 万円以上支出している場合は 78.4 点という結果も、同じ文部科学省のデータとして出ています。私は、このように文部科学省が公表しているわけですから、経済力と学力との相関関係で言えば、それがすべてではないというのはわかるのですけれども、大きな要因があるのではないかと考えています。

そこで、先日の代表質問でちょっと私の聞き方がまずかった部分がいろいろありまして、失礼をしたと思っています。それで、質問をもう一回思い起こしてみたところ最後に聞いていることが、小・中学生のいる世帯への支援が学力向上を目指すという点で考えるべきではないかということを知っていたのですけれども、ちょっと食い違っていましたので、例えばこういった子育て世代への応援の一環として、小学校卒業までの医療費無料化などといった支援策が考えられると思うのですけれども、学力の向上という点からも、子育て世代への支援策について、今後何か考えていないでしょうか。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

小学校卒業までの医療費の無料化ということで、医療保険部から答弁させていただきますけれども、これまでも医療助成の一つとして、乳幼児医療助成事業を実施しております。これにつきましては、医療費の負担軽減策ということで、非常に重要なものだというふうに考えております。保護者の一層の負担軽減というのが望ましいとは思いますが、依然として厳しい財政状況でございますので、この実施となりますと、また新たな財源を必要とすることになりますので、現行の事業を継続してまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

経済力と学力向上という点でも、ぜひ今後、教育委員会と市長部局とで相談して、検討していただくことを要望しておきたいと思えます。

◎給食の委託業務について

次に、給食の委託業務にかかわって幾つかお伺いいたします。

今、さまざまな施設で給食の業務委託、外部委託が広がっています。そこで、市の施設で給食を外部委託している施設はそれぞれどのようなところがあるのか、お答え願います。

○(経営管理)管理課長

病院局におきましては、小樽病院と医療センターの 2 施設がございます。

○(教育)学校給食課長

学校給食の関係でございますけれども、オタモイ共同調理場と新光共同調理場の 2 か所で、調理及び洗浄等の業務を委託しております。

○(福祉)子育て支援課長

福祉部におきましては、さくら学園について給食を外部委託しております。

○小貫委員

そこで、最もわかりやすい形として、小樽病院の場合、外部委託前と委託後の市内業者への発注金額と発注率の変化についてお知らせください。

○（経営管理）管理課長

小樽病院において、外部委託前の購入金額ですが、平成 16 年度で、地元業者からの購入金額は 6,180 万 5,022 円で、購入率は 79.5 パーセントになります。委託後の金額になりますが、直近の平成 22 年度で、購入金額が 1,686 万 788 円で、購入率は 58.5 パーセントになります。

○小貫委員

あわせて、医療センター場合、同様に外部委託前と委託後の市内業者への発注金額と発注率の変化についてお示しください。

○（経営管理）管理課長

医療センターにおきましては、まず外部委託前ですが、これは平成 17 年度の数字になります。購入金額が 4,771 万 9,872 円で、84.7 パーセントになります。委託後なのですが、直近の数字で 22 年度になります。購入金額が 4,028 万 4,358 円で、購入率は 94.9 パーセントになります。

○小貫委員

今伺いますと、小樽病院のほうが購入率で 79.5 パーセントから 58.5 パーセントに市内業者への発注が下がっていると。一方で、医療センターの場合は 84.8 パーセントから 94.9 パーセントに上がっているということなのですが、問題なのは小樽病院のほうだと思うのですが、極端に下がっているというところで、それぞれの病院で病院経営としては改善につながっているということだと思うのですが、ただ市内業者への発注率が下がって、市内経済への影響というのが出てきていると思います。これについて、市としてはどのように考えているのかお示しください。

○（樽病）事務室長

確かに小樽病院におきまして、平成 16 年度と比較しますと、地元業者からの購入金額が大幅に減少しています。ただ、これにつきましては、入院患者数が 16 年度と比較しまして半分程度まで落ち込んでいるということで、食材の購入金額自体が大幅に減っているということがございます。

それで、本年度から委託期間を 3 年間としまして、両病院での給食の委託につきましては指名競争入札を実施しております。その仕様書の中で、地元業者からの食材の購入を 70 パーセント以上ということで今回契約しておりますので、22 年度と比較しますと、現在では小樽病院でも一応 70 パーセントを維持しているということがございます。

○小貫委員

ただ、小樽病院の場合は委託前が 79.5 パーセントで、医療センターの場合は 84.7 パーセントということで、委託前は 7 割以上だったわけですから、仕様書の 70 パーセント以上ということで改善を図っているということだと思うのですが、もう少し引き上げていくことはできないのか、この辺はどうでしょうか。

○（樽病）事務室長

委託期間が 3 年間となっておりますので、仕様書自体の数字を変えることは難しいのですが、今後少しでも地元業者からの購入率を上げるように、業者のほうに働きかけていきたいと思っております。

新市立病院ではまた新たな給食の委託契約となりますので、その時点では仕様書の中身を、今の委員からのお話を踏まえまして検討したいと考えております。

○小貫委員

今、伺いましたとおり、委託にすると、ほうっておくと市内業者への発注が減って、経済が萎縮してしまうとい

うことを心配してしまして、民間業者まではこれを規制することができないと思うのですけれども、先ほどの病院の改善策のように、そのほかの委託先でも似たように市内発注を優先させるように、契約のときに見直していただけたらと思います。最後に、これについて伺います。

○（教育）学校給食課長

学校給食の食材の関係でございますけれども、食材の品質、価格、栄養価、重量などの規格、食べた食味、地産地消の観点での道産食材の使用、そういったものを念頭に置いておりますけれども、地元業者からの納入というのも一つの要素として考慮してまいりたいというふうに考えております。

○（福祉）子育て支援課長

さくら学園についてでございますが、さくら学園の運営そのものを指定管理という形で後志報恩会に委託してございます。その中で給食部分を別のところに委託しているということになっておりますので、さくら学園においての食材の地元業者への発注率であるとか、そこら辺については子育て支援課では把握してございません。今後その必要があれば、報恩会のほうに確認していきたいというふうに思っています。

---

○中島委員

◎認定こども園について

私のほうは、まず認定こども園について質問いたします。

補正予算として、道と市の負担分合わせて 2 億 671 万円計上されております。これは小樽市で初めての認定こども園の開設ということであります。今までの認可保育所とどこが違うのか、簡単に説明してください。

○（福祉）子育て支援課長

認定こども園につきましては、国のリーフレット等では、就学前の教育・保育ニーズに対応する新しい選択肢であり、幼稚園と保育所の両方のよいところを生かした施設とされております。

具体的には、保育に欠ける 3 歳未満児に対しましては、保育所と同様のサービスを行います。3 歳以上児に対しましては、共通時間においては幼稚園と同様の教育を行い、共通時間終了後、保育に欠けない子は家に帰ってもらう。保育に欠ける子につきましては、引き続き保育所と同様のサービスを行うということになります。

○中島委員

幼稚園と保育所の合体の施設だという説明ですが、これまでの認可保育所との違いをもう少し詳しく説明していただきたいのと、市のかかわり方としてはどうなるのかについても説明してください。

○（福祉）子育て支援課長

保育所との詳しい違いということなのですが、3 歳未満児については、保育所と全く同様というふうに考えていただいて構わないと思います。3 歳以上児につきましては、いわゆる共通時間といいまして、幼稚園が運営されている時間帯につきましては、幼稚園の園児と同様の学習というか、教育を受けるという形になります。その共通時間の前後においては保育所と同様に保育がされると御理解いただければと思います。

それと、市とのかかわり方ということなのですが、まず入所の関係から、それから入所に至るまでの部分で、どのようなかかわりがあるのかというふうになってくると思います。認定こども園の入所につきましては、直接認定こども園のほうに申込みをすることになるので、その申込書につきまして、まず施設側に入所の申込みをして、それと同時に市の認可保育所に申込みをするのと同様の居所書類をつけて申込みをすることになっています。その申込みを受けた認定こども園は、申込書と居所書類を添付して、市に送付してくることになっています。市ではその書類を受けて、保育に欠けるかどうかの事実認定を行うことになります。その結果についてもう一度その申込書をつけて、施設側に返送することになる。施設側では、保育に欠けるという確認のとれた子供について、入所の決定をしていくというふうになります。その入所の決定について、こども園から市に連絡が来るとい

うことで、市におきましても、どの子供が認定こども園に申込みをされて、その結果がどうなったのかということについては、十分把握できるような形の中にかかわりを持っていくこととなります。

**○中島委員**

入所申込方式が幼稚園型になるということですね。小樽市役所に申し込むのではなくて、直接施設への申込みになるということになります。

そうすると、保育料の問題ですけれども、現在は幼稚園は月謝制、保育所は親の所得に応じた保育料になっております。認定こども園としては統一した新たな料金設定になるのかどうか、このあたりはどうですか。

**○（福祉）子育て支援課長**

認定こども園につきましては、あくまでも幼稚園と保育所が合体しているという形で御理解いただきたいと思っております。ですから、認定こども園の認可幼稚園のほうに通う子供については、あくまでも従来どおり幼稚園と同様の月謝ということで、施設が決める費用を払うこととなります。保育所におきましては、基本的には施設が料金を設定できるというふうにはなっていますけれども、いろいろな制約がある中で、今回の桂岡幼稚園が開設する認定こども園におきましては、小樽市の保育料と同様の保育料を設定するというふうに聞いております。

**○中島委員**

それでは、認定こども園の中で料金設定が二通りになるということですね。幼稚園部分の月謝制と親の収入に応じた保育料金と別立てが発生するということですね。

低所得者に対する保育料の減免制度が小樽市の認可保育所ではありますが、認定こども園についてもこのような減免制度というのが適用されるのでしょうか。

**○（福祉）子育て支援課長**

保育料の減免の部分につきましては、検討課題の一つというふうを考えております。認可保育所と同様の対応をしていきたいと考えているのですけれども、現行の市の規則ですとか要綱で対応できないのではないかとというふうにも考えています。ですから、そこら辺の整理をきちんとしていく形で対応していきたいというふうと考えております。

**○中島委員**

幼稚園の運営、保育所の運営には、それぞれ私学助成や施設運営費の補助金などが公的な部分で出されております。認定こども園になると、この補助金関係は双方から受け取るということで、大分交付金が増えるという形になるのでしょうか。

**○（福祉）子育て支援課長**

確かに認定こども園から見ると、両方からお金をもらっているようには見えるのですけれども、あくまでも幼稚園に関する私学助成の運営費につきましては、幼稚園に入園している子供の数によって算定されていくということです。また、保育所の運営費につきましても、保育所に入所している子供の数によって算定されるというふうになりますので、一人の子供で両方の運営費の対象になるということではございません。

増額になるかどうかということなのですが、この辺につきましては定員も変わりますし、保育所の場合は歳児別で金額が違いますので、この場では何とも言えないと思います。

**○中島委員**

就学前の幼児教育の部分ということになりますが、給食施設をつくるというふう聞いております。そうすると、共通部分で保育所にかかわる子供たちと幼稚園にかかわる子供たちが過ごす場面が出てくるわけです。昼食のときに幼稚園の子供は弁当を持っていく。保育園の子供だけ給食が出る。こういう形で混同して食事が進むということが考えられるのですが、認定こども園というのはこういうものなのでしょうか。

### ○（福祉）子育て支援課長

昼食時間の対応につきましては、基本的には設置する認定こども園のほうの考え方、やり方によるものになります。一応桂岡幼稚園では一緒にしたいと考えているとはっております。弁当と給食が混在するというので、その辺については何か工夫をしたいとは言っているのですけれども、例えば幼稚園の児童に関しても給食を提供するというような方向で考えたいと言っているのですが、まだ具体的にどういうふうにすると決めたということは聞いておりません。

### ○中島委員

認定こども園の施設の基準、職員配置というものは従来の幼稚園や保育所単独設置に比べてどうでしょうか。大きな状況の変化などはあるのでしょうか。

### ○（福祉）子育て支援課長

まず、施設に関する基準なのですけれども、認定こども園の類型、あるいは既存の施設からの転換をする場合など、いろいろな条件によって例外はあるのですが、原則としては幼稚園設置基準と児童福祉施設最低基準、いわゆる保育所の設置基準なのですが、これの両方を満たす必要があるとされております。

また、職員の配置の部分についてですけれども、道の条例等で定められているのですが、これにつきましても、幼稚園設置基準と児童福祉施設最低基準に基づいて定められるというふうになっておりますので、基本的には幼稚園、それから保育所、それぞれの基準と同様と考えていただいて構わないと思います。

### ○中島委員

そうおっしゃいますけれども、この道の施設設置基準を読みますと、既存施設が幼保連携型、今回はこのタイプですが、保育所型、地方裁量型の認定こども園の場合には一定面積の要件緩和があるという部分があるわけです。基本的には一緒だけれども、狭い施設でもそれなりに弾力的にオーケーですという基準が含まれていることは重要なことだと私は思います。

小貫議員の代表質問に対して、入所児童の決定については認定こども園で行われるわけですけれども、認可保育所と同様に児童福祉法の適用を受けて、公正な基準の下で選考を行うこととされているとお答えになっています。しかし、入所児童の決定、保育料の決定は認定こども園の裁量です。認定こども園側に不適切だという判断や是正のための権限、こういうものがあるのでしょうか。

### ○（福祉）子育て支援課長

入所の際の公正な選考という部分ですけれども、認定こども園においては客観的な選考基準を定めて、その基準を公表するのだというふうになっております。その部分から、外に対しても選考の基準が明確になってくるのだろうと考えています。

それと、保育料の算定の部分なのですけれども、確かに施設側で算定ができるようにはなっているのですが、これにつきましても認可保育所の保育料を算定するのと同様に、保育の実施に要する費用を勘案し、かつ保護者の家計に与える影響を考慮して定めなさいというふうになっております。この部分につきましては、市町村が改善命令を出すことができると聞いています。

それと、認定こども園の認定の取消しという部分があるのですが、その中では、この改善命令に従わなかった場合、それから保育所における選考結果を市町村に報告しなかった、あるいは虚偽の報告をした場合等に、認定こども園の認定の取消しという処分がされるというふう聞いています。

### ○中島委員

最初の認定こども園ということで、いろいろと配慮や対応があるというふうには感じております。しかし、本質的には幼稚園経営の形に切り替えていく、小樽市や公的責任の分野のかかわりが薄くなる第一歩の保育施設だと、私たちは強く感じております。今は、1か所だからこういう話をしていますけれども、これが次々と出てきたら、



今言ったようなお話で統一がとれていくのか。今後の大きな問題、あるいは市民との間の矛盾が起きてこないのかどうか。一つずつの保育所に行って直接契約しなければならないわけですから、働いている母親がそういう時間をとってやること自体も、大変な中身ではないかという心配があります。まして保育所が足りない、なかなか入れないという全国的な状況の中での対応ということで、問題があるというふうに感じております。

#### ◎銭函保育所の改築先延ばしについて

認定こども園ができることで、市は銭函の市立保育所の改築を 2 年先延ばしにするという方向が今回示されております。110 人の定員のうち、認定こども園に何人行くのか。新たに 55 人の保育所枠ができるわけですから、その移行の数を見て定数を減らすということが目的なのでしょうか。一体認定こども園が設置された後、何を確認するために 2 年先延ばしにするのか、改めてお答えください。

#### ○（福祉）宮本主幹

銭函保育所を予定どおり改築についてでございますけれども、銭函保育所の改築に当たりましては、認定こども園開設後の銭函地区の保育需要の動向を見た上で、定員規模を定めていきたいと考えております。

#### ○中島委員

これは何回も聞いているのですけれども、どうして桂岡の認定こども園ができなかったら、今後の銭函保育所への入所者数をどうするかという見込みをつけることができないのですか。市の行政機関として、新たなものを建設するときの見通しを立てるとするのは、どこでもやっている仕事だと思います。第 3 回定例会までは、保育所を建てる計画で審議をしてきたではありませんか。第 4 回定例会になって急に 2 年後にするとした理由がわかりません。財政的な問題で過疎対策事業債にすることは言っていますが、6,000 万円ぐらいを新たに負担するので銭函保育所は先送りにするということなのですか。なぜこのような形になったのかが納得できる中身ではありませんので、もう少し説明してください。

#### ○（福祉）宮本主幹

保育所の在り方検討委員会の報告に基づいて、保育所の規模配置に関する計画をつくっております。その中では、公立保育所の今後のあり方として、保育所の今後の市内の需要動向を見て、公立保育所がそういった定員の規模の調整弁になるといったような位置づけとされております。そういったことから、桂岡の認定こども園開設後の需要動向をしっかりと把握しておく必要があるかと考えております。

#### ○中島委員

そうおっしゃっていますけれども、実際 110 人が定員の銭函保育所のそばに新たに 55 人枠の保育所ができることでどのような影響があるかということ进行调查すること、予測することは、私は十分可能だと思います。その上で銭函保育所の改築を先延ばしすることなく、計画どおり建設するのが本当ではないですか。だれもこういう中身で納得できる内容だとは私は思いません。ぜひ再度検討し直してほしいと思います。福祉部長に一言答弁を求めて終わりたいと思います。

#### ○福祉部長

再度検討をということでございますけれども、今、中島委員がおっしゃいましたように、現在、銭函地区では、銭函保育所が定員 110 人で、実際 100 人近くが入所しております。同じく桂岡の認定こども園では、広く銭函地区に新たに保育所の定員として 55 人が発生し、現在のエリアで果たして 110 人と 55 人が満杯になっていくのかどうかということの見極めがどうしても必要になろうかと思っております。

極端な話をしますと、110 人の枠が今あるので、55 人が新しくできるとすれば、110 人から 55 人を減らすというような考え方もないわけではないのですけれども、認定こども園が来年の秋を目標にできる計画ですので、その後の状況を見て、適切な保育の需要を見ながら、新しい銭函保育所の規模を固めていく必要があるのではないかと考えています。

○中島委員

納得できない御答弁ですけれども、時間の関係上これで終わります。

◎新夜間急病センターの建設事業費について

次に、新夜間急病センターの建設事業費のことで伺います。

土地取得に 2,527 万 3,000 円が計上され、北海道龍谷学園との交渉では、土地を取得することについては了解を得ていますが、具体的な価格の問題での交渉は現在進行形なのか、今後のことなのか、いつごろまでに決定する予定でしょうか。

○（保健所）保健総務課長

夜間急病センターの移設先が元市立小樽病院看護師宿舎に決まったことによりまして、現在、ここの所有者であります北海道龍谷学園に対しまして、市が買取りを行う価格を提示しなければならないということで、現在、事務手続等を進めております。そういった中で不動産鑑定評価を行った結果、示された価格を基に売買交渉を行いました。今回の予算を議決いただいた後、平成 24 年の年明け早々にも売買交渉の契約締結を行うように事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

年明け早々ということですから、12 月中には決定される可能性もあるというふうに思いますが、元看護師宿舎を建物つきで購入するということですので、解体工事が必要だと思います。いつごろまでの解体工事、実際の工事着手の予定、完成年度も含めて大体のスケジュールというのでしょうか、そこら辺をお示してください。

○（保健所）保健総務課長

新夜間急病センター建設に係ります今後のスケジュールですが、建設部とともに協議をして予定を組んでいるところであります。今回、第 4 回定例会で補正予算に計上しております実施設計につきましては、平成 24 年 1 月年明けから大体 7 か月程度、地質調査については 3 か月程度、実際に今の建物を解体いたします解体工事につきましては、24 年 6 月ごろから 4 か月程度、本体の建設工事につきましては、24 年 10 月秋ごろから 7 か月間程度の工期を予定しております。こういうふうにして考えていきますと、25 年の 4 月中若しくは 5 月前には建物が完成する予定であるというふうに聞いています。

あと、医療機器等を搬入した中で実際のオープンを迎えていくわけですが、そういった用意を含めると、25 年 6 月までにはすべてを完成させていくといったような予定で現在進めております。

○中島委員

そうなりますと、済生会小樽病院の築港での新築開院と大体整合性のある話になってくるのではないかなと思っておりますが、今定例会には基本設計から実施設計までの予算ではなくて、実施設計だけの予算が 960 万円計上されております。今回は基本設計はやらないで済むような規模だということでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

新夜間急病センターの基本設計につきましては、建築住宅課の職員をもって直営でやっていきたいというふうに考えております。

○中島委員

そうですか。全体としてこの総事業費が示されるのはいつごろになるのか、この内容も大体過疎対策事業債を当てにして計画しているのか、このあたりはどうですか。

○（保健所）保健総務課長

今回の新夜間急病センターの建設工事につきましては、小樽市におきます過疎地域自立促進市町村計画の中において、過疎債において対応をしていくということになっております。全事業費についてですが、現在、今回の補正予算で計上しております土地の購入、実施設計、地質調査の業務の委託料、この 3 本については過疎債で対応して

いくということになっておりますが、これ以降の解体費、また実質の建設の工事費等についてはまだ積算がされておきませんので、全体の事業額はまだ把握するには至っておりません。

○中島委員

いつごろになるかということを知りたかったのですが、そのこともあわせて、今回、提案されている設計費が 960 万円で外部委託となっております。私は新市立病院の建設ぐらいの規模になれば、内部でやれという話にはならないと思いますが、夜間急病センターの規模でも、実際、市の建設部のほうで基本設計はやっとならぬ。そうしたら、実施設計も含めて手がけることができないのかという気がしたのです。そういうことができないのかどうか、どういふ検討をされたのでしょうか。あわせて市内の公的施設で最近建設されたもので、委託ではなくて直営で建てた建築物についてはどのようなものがあるかもお知らせください。

○（建設）建築住宅課長

初めに、実際に直営で実施設計を行った最近の公共施設について、申し上げたいと思います。最近では消防署の朝里出張所、それから菁園中学校の校舎及び屋内運動場、それから赤岩保育所、こういったものについて直営で実施設計を行っております。ただし、これらにつきましても、構造計算の部分についてはすべて外部委託しているという現状でございます。

次に、この程度の規模であれば、建築住宅課で実施設計ができないのかという御質問ですが、基本的には技術的にも過去にもこういったものを行っておりますので、当然技術的にはできるということなのですが、現状といたしまして、ここ 2 年ほど、新築以外の工事も含めまして、事業量が非常に増加しているという状況でございます。平成 24 年度にはさらに事業量が増えるといったような見込みになっておりまして、新築以外の小規模の改修工事などについては、すべて自前で設計、積算を行っているという現状でございます。その数も、今かなりの量になってきているということでございます。建築技術職の新規採用で本年度増員しているのですが、職員にかなりの負担をかけているという現状もございますので、実施設計を直営で行うというのは、現在の段階では非常に厳しいということですので、そういったことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

○中島委員

先ほど話題になった銭函保育所ですが、9 月までは建設予定で進めておりました。当初この予定でいけば、基本設計や実施設計については委託あるいは直営、こちら辺についてはどういう計画だったのでしょうか。

○（福祉）宮本主幹

銭函保育所の改築の予定でありました工程なのですけれども、基本設計と解体設計、これについては直営で建設部をお願いする、実施設計につきましては業務委託といったようなことで考えておりました。

○中島委員

そこまで話が進んでいた中身なのです。それがどうして急転直下だめになったのか、大変納得のいかない思いがあります。私は新夜間急病センターの実施設計、あるいは予定されていた銭函保育所の実施設計部分も、市の業務として建設部がぜひ手がけていただけたらという思いはあります。それによって市職員がやりがいを感じ、そして市民に対しても、非常に役割を果たしたという気持ちになるのではないかと思いますし、そういう外部への業務委託もだめだとは言いませんけれども、市の事業として直営でやれるものはやっていくと。市職員の誇りといひますか、そういうことも少し検討する余地があるのではないかと思います。

ただ、課長の御答弁では、今の状態ではなかなか厳しいということも実態と思いますが、職員配置、長年のこの財政難の中での御苦勞もあったと思いますけれども、私たちはこれからそういう分野においても新しい職員を採用しながら、市の仕事として保育所をつくり、新夜間急病センターをつくり、そういうことをぜひやっていけるような運営を検討していただきたいと思ひます。

市長にはぜひそのことについての御意見をいただきたいと思ひます。

**○市長**

今、中島委員がおっしゃるとおりでございます、できるだけ自前でできるものは自前でやっていくということについては、今後とも取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、職員というか、人材の育成というような観点からも、ぜひ今後とも取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

**○委員長**

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

**○酒井委員**

**◎小・中学校の図書室について**

まず初めに、小・中学校の図書室についてなのですが、私は今、子育て真っ最中で、学校に行くことがよくあるのですけれども、今に始まった話ではないのですけれども、図書室である会議をしたときに、書棚があまりにもあいているところが多かったのです。そういう部分に関して、まず教育委員会としてどういう認識を持っているのかお聞かせ願えますでしょうか。

**○（教育）総務管理課長**

さきの代表質問の中で、教育予算に関して濱本議員の御質問に教育長が答弁したとおり、学校図書館図書については古さと、それから少なさ、これを感じたということを述べました。また、学校現場からも図書館の図書費の増額について強い要望もありますので、足りない、少ない、それと内容の古さ、こういった状況の改善が必要であるという認識を持っております。

**○酒井委員**

確かにそのとおりだと思います。少なくとも古いのですが、文部科学省のほうから学校図書館図書標準という基準が出されているかと思えます。小樽市では、これはどうなのでしょう。例えば、古さもあるとは思いますが、蔵書数だけを見て、達成している学校が何校あるか、未達成が何校あるか、その辺はどうでしょうか。

**○（教育）総務管理課長**

平成 23 年 6 月の文部科学省発表の 22 年度における学校図書館の現状に関する調査も公表されておりますが、学校図書館図書標準というものがございまして、12 学級規模で見ますと、小学校では 7,960 冊、中学校では 1 万 720 冊、これが標準となっております。小樽市におきましてこれを達成している学校数ということがこの割合というふうになるのですが、小学校 27 校中、達成している学校につきましては 2 校、これをパーセンテージにしますと 7.4 パーセント、それから中学校 14 校中 3 校ということで、21.4 パーセントになっております。

**○酒井委員**

小学校 27 校中 2 校、それから中学校 14 校中 3 校ということで、確かに数字を見ても低いと思います。

図書館で移動図書館車「わくわくブック号」で、市内各地に満遍なく 38 か所を回っているようなのですが、このわくわくブック号が例えば学校のほうに行くということはあるのでしょうか。

**○（教育）図書館長**

図書館で、学校図書室を支援するために学校巡回文庫を実施しております。これは年 2 回、5 月と 10 月に図書館バスで図書室に本を届けているものです。現在、小学校 18 校、中学校 3 校に対して実施しているものです。

**○酒井委員**

ちなみにこれは学校からの要請があつて行くのか、要請がなくても 5 月、10 月の 2 回巡回しているのか、その辺はどうでしょうか。

○（教育）図書館長

通常は学校からの要請を受けて、直近の配本月 5 月か 10 月のどちらかに本を届けておりますけれども、今の委員のお話で出ましたとおり、新規に学校巡回文庫を利用したいという学校には、図書館バスのスケジュールを考慮しながら、5 月、10 月を待たずに配本することは可能でございます。

○酒井委員

今のところ年に 2 回ということですが、これからもし要望があれば随時行っていただけるという理解でよろしいですか。

○（教育）図書館長

現在は学校巡回文庫が年 2 回でございまして、これを実施するために図書館バスの本来の巡回を 4 日間運休してやっておりますので、これ以上バスの運休日を増やすことはできないものと考えております。ただ、新規に学校巡回文庫を利用したいという学校には、5 月、10 月を待たずに実施したいと考えております。

○酒井委員

もう一回確認させてください。新規の場合は 5 月、10 月を待たずに行くということですね。

○（教育）図書館長

はい。

○酒井委員

わかりました。図書室に本がないということなのですが、子供の好奇心をあおるのは、やはり見たり触れたり聞いたりするのが一番で、例えば学力も上がったり、いろいろそういうつながりが期待できると思います。そのアイテムが本だと思いますので、まずは本の確保をやっていただきたい。予算がなければ、そういうわくわくブック号などを使って、ぜひ子供の身近に本を届ける取組として運営していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎障害者の雇用について

それから次に、一般質問の中でも聞きました障害者の雇用について、もう少し聞かせていただきたいと思います。

まず、小樽市役所の実雇用率は、法定雇用率が 2.1 パーセントに対してどういう形になっているのかお示しいただけますか。

○（総務）職員課長

小樽市職員の障害者の雇用率についてでございますけれども、本市の雇用率を算定するに当たりましては、任命権者ごとに規模に応じて算定することになってございまして、小樽市の場合は市長部局、教育委員会、水道局、病院局の四つに分けて算定することになっております。

それぞれを答弁しますと、市長部局では法定雇用率 2.1 パーセントに対して実雇用率が 2.39 パーセント、教育委員会では同じく 2.61 パーセント、水道局では同じく 2.30 パーセントと、雇用率を上回っているのですが、実は病院局のほうで今年 1.25 パーセントということで、法定雇用率を若干下回ってしまっております。ただ、人数にすると 2 人分足りないということになるのですが、その後、毎年算定が 6 月 1 日現在ということでやってございまして、それ以降直近までの間で、人事異動等で現在 1.5 人分は解消してきておりまして、実雇用率にしますと 1.73 ということで、0.5 パーセント程度改善しています。人数に直すと 0.5 人分不足ということにはなっております。

○酒井委員

ほとんどの部局で法定雇用率は達成しているのですが、その不足している部分に関して、今後の対策などはどのようなようになるでしょうか。

○（総務）職員課長

現在、病院局で不足しているということでございますが、たまたま現在、医療事務なりソーシャルワーカーとい

う部分で採用試験を行ってございまして、医師とか看護師は除外職種なのですが、それ以外の部分で今回の件から年齢の上限を 7 歳程度引き上げまして、市に合わせて障害者の数を別枠で募集しているという部分もございまして、こういった中で早期に解消を図っていきたいと考えてございます。

○酒井委員

ぜひ早期に解消していただきたいと思います。

それから、これに関連しまして、小樽管内の民間での実雇用率で業種別の割合などがあればお示しいただきたいのですが。

○（産業港湾）商業労政課長

ただいま御質問された管内の民間企業の業種別、産業別の実雇用率なのですが、小樽管内としては公表されておきませんので、参考までに北海道の数字で答弁させていただきたいと思います。民間企業法定雇用率が 1.8 パーセントとなっておりまして、それを上回っている産業といたしましては、製造業で 2.07、それから運輸・郵便業で 2.04、医療・福祉で 1.89 などとなっており、逆に下回っている業種といたしましては、建設業で 1.35、情報通信業で 1.59、卸売・小売で 1.44 などとなっております。産業別等で言えばもう少しあるのですが、今、大体代表的なところで申し上げました。

○酒井委員

ちなみにこの業種別で低い業種がどうしても出てくるかと思うのですが、こういう業種に対して例えば何か説明会を行っているのか、どのような働きかけをしているのかお示しいただけますでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

ただいま北海道の数字ということで答弁しましたが、小樽管内の平成 23 年 6 月 1 日現在で、民間企業 1.8 パーセントの法定雇用率に対しまして全体としては 2.07 パーセントということで、一応全体としては上回っているのですが、法定雇用率を達成している企業の割合というのは 44.3 パーセントということですから、まだ未達成が 55.7 パーセントぐらいあるというふうに出ています。ハローワーク小樽では、所長をはじめといたしまして担当官が 1 軒 1 軒事業所を回るのを基本といたしまして、それから文書や電話がけなどをしながら、法定雇用率を達成できるように指導に努めているというようになっております。

○酒井委員

なかなか厳しい時期ではあると思うのですが、ぜひ障害者の方の雇用について、市からも働きかけをよろしくお願いします。

最後に、防災について聞きたいと思います。

◎緊急非常放送システムについて

まず、昨日の質問にもありました緊急非常放送システムについて、例えば随時メンテナンスを行っているのか、すぐに使える状態になっているのか、その辺についてお答えいただけますでしょうか。

○（総務）杉本主幹

緊急非常放送システムについての御質問でございますけれども、まずメンテナンスにつきましては、毎月最終金曜日の小樽市民ニュースのときに訓練放送を行っておりまして、そのときに放送機器の動作や操作の方法の確認を、本市のスタッフと FM おたるの双方で行っております。機械につきましては、消防庁舎 6 階の防災担当の事務室に設置しておりまして、そこで操作をしております。

○酒井委員

すぐ使える状態に保たれているということでわかりました。

それで、緊急時、この放送機器を使って放送をするわけなのですが、例えば周知しますと決定して放送開始するまで、おおよそどれぐらいの時間がかかるのでしょうか。

○(総務) 杉本主幹

実際に放送する段での所要時間でございますけれども、機械を操作し始めまして割り込み放送、いわゆる通常放送に割り込んで放送するわけなのですが、機械の操作といたしましては、大体 20 秒から 30 秒程度で放送可能な状態になります。

○酒井委員

これも昨日言った言葉なのですけれども、一分一秒を争いますので、ぜひ速やかに放送を開始して行って、この緊急放送システムを活用していただきたいと思います。

◎緊急放送エリアメールについて

それともう一つ、答弁の中にエリアメールという言葉があったのですが、これについて説明していただけますでしょうか。

○(総務) 杉本主幹

緊急放送エリアメールがどのようなものかということについてなのですけれども、これは気象庁等が配信する緊急地震速報や市町村などが発信する災害情報、避難情報などを受信することができる N T T ドコモの携帯電話向けのサービスでございます。対象となるエリア内の N T T ドコモの携帯電話であれば、登録等の手続は不要で情報を受信することができるというようなものでございます。

○酒井委員

ドコモのエリアメールということですが、キャリアが違う、例えば a u やソフトバンクには対応していないということでしょうか。

○(総務) 杉本主幹

現在、私どもに来ている情報では、エリアメールとしてサービスを行っているのは N T T ドコモだけになっております。

○酒井委員

時期など、いつぐらいからこれを開始するとか、具体的なものがあれば最後に聞きたいと思います。

○(総務) 杉本主幹

具体的に進んでいる状況でございますけれども、現在このサービスを利用するための回線のセキュリティの確認、接続方法の確認を N T T ドコモと行っておりまして、現在 N T T の担当者と利用開始に向けて必要な準備を進めております。早ければ年内、少し時間がかかったといたしましても、来年初頭には利用可能な状態になるという見込みで進めております。

○酒井委員

昨日の F M おたるの話でも言ったのですけれども、小樽というのは横に長いまちなので、これだけあれば大丈夫というものがないと思います。いろいろな手段を使って全市に発信していかなければいけない。その一番いい方法はやはり防災無線かと思いますが、この辺も検討しながら進めていただきたいと思います。

---

○濱本委員

◎都市経営について

市長は平成 23 年第 2 回定例会の折に都市経営という言葉をお使いになられたと思います。私は 19 年に初めて議員になりましたけれども、それ以降の中で、山田前市長をはじめ議会の中で、都市経営という言葉をはっきり言って聞いたことがありません。私は議会の中で、いわゆる行財政の経営だとか市政経営だとか自治体経営だとか、そういう言葉を使ったことはありますけれども、行政側からそういう言葉を聞いたことはないのです。

そういう意味では、市長は第 2 回定例会の折に、どのような思いを持ってこの都市経営という言葉をお使いにな

ったのか。定義も含めて思いをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○市長

委員が御存じのとおり、私は 34 年間、金融機関に勤務しておりまして、その間いろいろな地域あるいはいろいろな業種、いろいろな皆さんとお取引というか、仕事上で取り組んできたわけでございます。それから、私が市長に立候補するとき、自治体の経営というか運営といいますか、そういったことを考えたときに、総合サービス産業、総合サービス企業、これが自治体の運営ではないかという思いを持ったわけでございます。ですから、小樽市といえども、そういう意味で言うと企業経営というような観点で事務事業に取り組んでいかなければいけないという思いがまず一つありました。

それから、常日ごろ申し上げていることでありますけれども、であれば最大の顧客はだれなのかという、これはやはり市民であるというふうに思っております。市民の皆さんに満足をいただけないような企業経営というのは成り立たないというふうに思っておりますので、市民の皆さんに満足をいただけるような企業経営、要するに都市経営といいますか、こういうようなことに取り組んでいく必要があるだろうと思っております。そういう観点から都市経営というような言葉は使わせていただきましたけれども、自治体といえども、一つの企業経営という観点で取り組んでいく必要があるというふうに思って、そういう言葉を使わせていただいたところでございます。

#### ○濱本委員

全く同感でありまして、運営者という言葉はほとんど聞きません。それよりは経営者という言葉のほうがなじみがあるのかと思います。私は、そういう意味で、市長は小樽市の経営者であり、小樽市役所の経営者である。経営者の責任というのは、限られた経営資源をいかに効率的に有効に活用して、その組織がきちんとした成果、効果を得るようにするためにいるのだろう、それから考えて行動するのだろうというふうに思います。

市長もそうでしょうが、観光資源も、間違いなく小樽の中の経営資源の一つだと私は思うのです。経済産業省も、人、物、金、知恵、わざ、これがいわゆる組織体、企業体における経営資源の五つだというふうに言っております。小樽市にも当然この人、物、金、知恵、わざがあるわけで、その中の例えば人と知恵の部分は、市長の言う市民力なのかもしれません。そういう意味では、ぜひともこういう経営資源を、小樽の中でも当然たくさん眠っている経営資源もある。そういうものをきちんと掘り起こして、小樽市の経営をしていただきたいと思うのです。

当然都市経営というのは、最終的には公共性と効率性のバランスをどうやってとっていくか。ある意味では、公共性をとっていくと、効率性というのはどうしても損なわれる場合もある。効率性をとっていくと、例えばアウトソーシングをどんどんかけていって、責任のないスタイルにもなってしまう。だから、ある意味、市民が求めているのは無駄のない自治体であり、効率的な自治体であるし、それから十分に働く自治体であってほしい。それから、責任をきちんととる自治体であってほしい。この四つがきちんとリンクし合いながら、バランスをとりながら進んでいかないと、本来の自治体経営というのは成り立たないだろうと思うのです。

市長がそうやって都市経営という言葉を使ったその背景に、いろいろな思いがあるのだろうと思ってお聞かせいただいたのですけれども、過去の例で言えば、神戸市長がいわゆる神戸市の都市経営ということで相当もてはやされた時代もあります。積極的な起債主義で重点的にやったという時代もあります。小樽がそういうことをできるかどうかは別としても、そのようなものも踏まえながら、半年は過ぎましたが、ここから先まだ 3 年半ありますけれども、いま一度決意をお聞かせいただきたいと思います。

#### ○市長

今、私、申し上げさせていただきましたけれども、民間企業においては、収支のバランスがとれず、赤字が生まれるようであれば、これは破綻に行きます。ところが、自治体は、現在、夕張市が財政再建団体になっておりますけれども、あれがいい教訓だというふうに思うのです。ですから、今、財政的に大変厳しい小樽市でありますけれども、やはりその財政の問題については、そういうことにならないように取り組んでいかなければいけないだろ



うというふうに思っております。ですから、そういった中で事務事業を選択しながら、市民の皆さんに理解をいただける、支援をいただけるような事務事業というのを進めていかなければいけないだろうというふうに思っております。

ですから、そういった中において、多少優先順位を考えながら取り組んでいかなければいけない事業もあると思いますし、今、大変厳しい状況にありますので、何とか一つ一つ市民の皆さんのお知恵をかりながら、力をかりながら、そして議員の皆さんのお力、アドバイスをいただきながら、そして私ども職員一丸となってそういったことについて取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、どうか一つ今後とも御支援を賜りたいと思いますし、御理解を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○濱本委員

##### ◎市立病院の設備投資について

あまり関係がないような話かも知れませんが、市長はずっと支店長として支店経営をされてきました。「目論見書」という言葉は御存じでしょうか。御存じないでしょうか。よくあるのは、例えば設備投資をするときに、こういうコストでこういう設備投資をします。そのものがこういうものを生産して、それに対するマーケットはこのぐらいあります。ですから、その設備投資の返済計画はこういう形で全部できますという、一つの何かをしようとしたときのインプットとアウトプットが全部書いてあるものを「目論見書」みたいな言い方をします。そういう意味では、市長が融資を手がけたときも、ある意味それに似たようなものの提出を求めたこともあるのだらうと思うのです。

かつて小樽病院が設備投資をするときに、そういう「目論見書」はないのですかと私は質問をさせていただきました。何億円の機械を買います、では、その機械が対象とするマーケットはどのぐらいのボリュームがあって、その機械の稼働率は何パーセントで、返済はどうで、収入がどうで、かかるマンパワーのコストは幾らで、そういうものはないのですかと言ったら、ないというふうにお答えになりました。

民間の出身の市長なので、すべてのものがそれに当てはまるとは限りませんが、ぜひともそういう感覚を持って、支出に関して、新たな設備投資に関して見ていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○市長

「目論見書」という言葉は全く初めて聞きまして、私どもが仕事をやっているときは、事業計画であるとか借入れの返済であるとか、そういったような形で取り組んでおりましたので、言っていることは同じだろうというふうに思っております。役所で言うと、費用対効果という言葉をよく使います。どれだけ金がかかって、それがどれだけ市民のために住民のために役に立つのかというような言い方をしております。

ただ、私どもは民間にいますと、先ほども話しましたように赤字というのは許されませんから、あるいは融資をする側で言うと、相手が返済できなくなったら困りますから、当然そういった事業計画に基づいて、この事業が成功するのかしないのかについては十分いろいろな吟味をしながら、私としても今まで決断をしております。

ですから、濱本委員がおっしゃるように、病院という関係からいっても、かなり大規模な病院経営に対する、あるいは改築、新築についても、私としては手がけてまいったのが幾つかございますので、冒頭話しましたようにいろいろな業種、そういった中から言うと、そういったものの一つ一つの計画にしっかりとした形で取り組んでいきたいと思っておりますし、今、小樽市が取り組んでいる例えば新市立病院であり、それから新夜間急病センターの話もありました。新共同調理場の話もありました。それから、小・中学校の耐震化、いろいろなことが今、山積みしているわけですが、そういった中で一つ一つ、今委員から御指摘があったような感覚で、観点で取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

#### ○濱本委員

##### ◎健全な財政について

次に、財政の話をお伺いしたいと思います。

市長はずっと小樽市の財政に関して、就任以来、平成 22 年度は黒字が出たけれども、23 年度の新年度予算を見たときに、他会計借入金等があるし、これの残高もあるし、決して健全な形ではないという御認識でした。小樽市にはいろいろなタイプの借金があります。各年度の財源措置のための借金がいろいろあります。それは起債の関係もありましょうし、他会計からの借入金もあるだろうというふうに思います。

例えば象徴的な話をすると、先ほど言ったように他会計からの借入金、それから退職手当債みたいなものもあるのだろうと思うのです。例えば病院事業債のような起債の関係は社会資本整備のお金ですから、単純な借金というふうには私は言えないのだろうと思うのです。ただ、財源措置としての他会計からの借入金や、退職手当債というのは、もともと退職金の積立てがないから、仕方がなく借りているというだけの話で、これはどちらかというとな生産的ではない、社会資本の整備にもならないと思っています。

今、私は象徴的な二つのことを言いましたけれども、市長は小樽市にとっての健全な財政の形というものをどういうふうに考えるのか。それと、支店長だった市長にしてみれば、いろいろなお客様を見ていたときに縮小再生産に向かっている、売上げがどんどん落ちている。言うなれば小樽もそうですけれども、そういうところがあるところで踏みとどまって、それを維持する、又はもう少しちゃんと上へ上がっていくというのを、たぶん相当苦しい姿を見てきたのだろうと思います。

そういう思いの中で、今小樽市はどういう形が健全化された財政なのかということについての御見解、お考えはいかがですか。

#### ○市長

私は借金すること自体が悪いというふうには決して申し上げておりません。一つ一つ事業を進めるに当たって、その事業についてこれが必要なのだということであれば、当然起債、借金することは問題ないというふうに思います。

私が就任早々話しているのは、他会計からの借入れというのは、他会計から借り入れて、それがどこにどういうふうにして使われたのかということとはわからない。単に一般会計の予算上、収支をつくるために他会計から持ってきているというふうな感じがあるわけです。他会計に余裕があって一般会計に貸しているのであれば問題はありませぬけれども、他会計自体に余裕がないのにもかかわらず一般会計にしているということですから、そこに私は大きな問題があるのではないかと申し上げているわけです。

それから、縮小均衡ということではなくて、私は拡大均衡もあってしかるべきだというふうに思っております。ですから、一つ一つの事業で一つ一つ何をするのかということ、それが本当に市民のために必要なか必要ではないのかを見極めながら、財政運営、財政対処していくということが大事だろうというふうに思っております。ただ、全体のそういうものはできるだけ圧縮していきたいというのが私の本音であります。

#### ○濱本委員

確かに借入れをするのに、例えば原材料を仕入れるのに瞬間的に借入れをする。設備投資をするために借入れ。ただ、運転資金が不足しているから借入れをするというのは、これはどちらかというあまり好ましい借入れではない。そういう意味では、先ほど市長がおっしゃったように、未来への投資、未来のために今の財源としての借入れをするというのは、私は全然問題はないと思うし、それを変にちゅうちょすることによってチャンスを逃す、いわゆるタイムラグが生じて手遅れになってしまう。ツーリトル・ツーレートになっても困ると思います。そういう意味では、適切な御判断の中で財政運営をしていただきたい、経営もしていただきたいというふうに思います。

#### ◎退職手当債について

それで、今出た退職手当債なのですが、まず内容について説明をいただけますか。

○（財政）柴田主幹

退職手当債につきまして、制度の内容といたしましては、地方財政法の中で地方債の特例ということで認められた地方債でございます。この中では、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間において起債が認められているものでございます。

○濱本委員

要は時限的なものということですね。これ平成 18 年度から 27 年度というのは、要は団塊の世代の方がたくさん退職されるからという理解でいいですね。

ちなみにこれで小樽市は 22 年度末まで幾ら借りているのですか。

○（財政）柴田主幹

小樽市では平成 18 年度から起債を始めておりまして、平成 22 年度末までで約 25 億 4,700 万円の残高があります。

○濱本委員

それで、本年度借りる予定の額と、平成 27 年度までまだ 4 年間ありますけれども、ここから先も借りていくのかどうかについてはいかがですか。

○（財政）柴田主幹

本年度借入れを予定している退職手当債につきましては、5 億 9,730 万円でございます。今後につきましても財源の厳しい中でございますので、可能な限りこの起債については借入れをしていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

有利であれば、資金調達の一手法として借りるのはいいのですが、今のところの計画では、予想で結構ですけれども、平成 27 年度末までにこの退職手当債の残高、当然もう返済も始まっているのかもわかりませんが、概略でいいですけれども、概数でいいですけれども、どのぐらいの残高になっている可能性があるか。そして、そこから先、その残高を返済していくのにどのぐらいの期間かかるのか、その点については計算はありますか。

○（財政）柴田主幹

この先の試算ということでございますけれども、退職手当債の発行可能額というのが、前年度の給料総額によって決まってきます。それですので、毎年幾ら借りられるかということは、決算が終わってみないと発行額が決まってこないという状況にありますので、今のところ平成 27 年度末で幾らの残高が残っているかということについての試算は行っておりません。ただ、今 22 年度まで借り入れた分での数字で申し上げますと、27 年度末では 3 億円程度の毎年の返済額が出てくる予定であります。

○濱本委員

なぜ聞いたかというのと、資金調達の一つの手段として有効であればそれはいいだろうと思ったからです。けれども、そうであるならばなおさらのこと、時限立法で、平成 27 年度で終わりということであれば、ある程度のシミュレーションをかけて、返済も含めたトータルで考える必要があるのではないのかということをお願いしたので、聞かせてもらいました。

何回も言いますがけれども、普通に借りるよりは有利な資金調達の手だてであれば、私はそれは積極的に活用すべきだと思います。ただ、強いて言えば、本当に小樽の財政がよければ、このようなものを借りなくても、しっかりと毎年退職金を払っていければ本当は一番いいのだけれども。民間企業でもよくありますけれども、結局は取締役の退職金が払えない中小企業もいっぱいあります。当然市長もそういうのを見てきたでしょう。最終的にはどうかというのと、増資をかけて株を持ってもらって、それで退職金がわりにしたり、いろいろな手だてはありますけれども、小樽市も御多分に漏れずそういうものを持っていないものですから仕方がないですが、将来的にはいつになるかわかりませんが、そういうものも、例えばその年に発生する退職金の半分は借りても、半分は自前の

予算の中で払えるという体質改善は、私は必要なのではないかというふうに思いますし、それはたぶん先ほど市長が言った本当の財政健全化の一つの姿ではないのかと思いますので、頑張ってくださいと思います。

#### ◎会計検査院による教職員の服務規律に関する調査について

次に、信頼される学校づくりの話をお伺いしたいと思います。

昨日も一般質問の中で、信頼される学校づくりで服務規律等の話、それから会計検査院の調査の話がありました。まず、なぜこの服務規律等の実態に関する調査が行われて、なぜ会計検査院が調査をして、なぜ最終的に北海道教育委員会が実態調査を行ったのか。そもそものスタートはなぜで、そこからどうしてここまで来たのかについてはいかがですか。

#### ○（教育）学校教育課長

今の委員の御質問ですけれども、11月7日に今回の会計検査の公表があります。その中では検査の体制ということでも書かれておりますけれども、今回、北海道の教職員が加入しています職員団体の幹部が、平成21年の衆議院議員総選挙にかかわる政治資金規制法違反により、22年3月に逮捕、起訴されたことに関連し、公立義務教育諸学校に勤務する教職員の違法な政治活動や勤務時間中の職員団体のための活動について、国会等において大きく取り上げられました。こうした状況の中で、北海道と札幌市の両方の教育委員会は教職員の服務規律等の実態に関する調査を行い、その結果を公表しました。それによりますと、北海道の公立義務教育諸学校の一部の教職員が勤務時間中に有給休暇等の所定の手続をとることなく、職員団体のための活動を行っていたことなどが報告されているということで、会計検査が入ったという形になっております。

今回の職員の実態調査についても、まだすべての学校に入っておりませんので、残りの学校に関しても調査が入るということになっております。

#### ○濱本委員

ずいぶん何かはつきりおっしゃらないようですが、それは書いてあるとおりの話ですけれども、要は北海道教職員組合に所属している人たちが、小林千代美前衆議院議員が辞職をした選挙において不適切な行動があって、そのことが前提となって実態調査があって、それを踏まえて会計検査院が調査して、出てきたから、全体でもっと調べましょうということですね。

北教組は日教組の中で一番組織率の高い団体なのですが、北教組の組織率の話はよく聞くのですが、文部科学省は平成22年1月14日に、教職員団体への加入状況に関する調査結果というのを出しているのですよ。これは調査日が21年10月1日で、調査対象は、大学、高等専門学校を除く公立学校に勤務するすべての常勤教職員ということです。これは文部科学省の全国調査で、全国では日教組が27.1パーセントの組織率ですけれども、北教組はこんなものではないということです。こういう調査をするということは、市町村教育委員会で調査をかけて、道教委へ報告があって、道教委から文部科学省へたぶん行くと思うのです。小樽の組織率についてはどうですか。

#### ○（教育）学校教育課長

今、手元に正確な数字がないのですが、大体7割台だと思います。

#### ○濱本委員

7割台ということで、ちなみに文部科学省は、必ずこういう調査をするときにこういう調査方法で行いなさいという指示があるはずですが、それはどういう指示になっていたのでしょうか。

#### ○（教育）学校教育課長

直接、文部科学省から調査の概要ということでは来ておりませんが、従前この調査につきましては、学校長から人事のことといったような意見具申等の会議で話を聞いていますので、その話の中で大体このぐらい学校におりますという話にはなっております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

○松田委員

先日、代表質問をさせていただき、そのときに市長や理事者からいただいた御答弁に対し、確認したいこと、それに関連して質問したいことがありますので、よろしく願いいたします。

◎防災について

防災について何点か質問したいことがございます。

最初に、防災会議委員の構成の見直しをということでございます。本市における防災会議の委員に女性が何人登用されていますかという質問に対し、23 人に対して 1 人という御答弁でした。その理由は、委員は主に各関係機関の長により構成されているため、いわゆる充て職であり、各関係機関の長に女性が登用されない限り、防災会議の委員にも女性が登用されることはないということです。また、逆に、今、女性であったとしても、その機関の長がかわれば、女性の委員がいなくなるということでもございます。

しかし、災害対策、防災対策につきましては、女性の視点や意見を反映させることも必要であると市長もお認めになったことございますので、必ず女性が登用されるような委員会構成にさせていただきたいというふうに思いますが、その点についてももう一度お考えをお示ししていただきたいと思っております。

○（総務）杉本主幹

防災会議を構成する委員についてでございますけれども、条例で規定されておりまして、その中で、現在、男女の別については定めておりません。委員がおっしゃるように、女性の意見の採用も貴重なものと考えますので、今後どのような形がいいのか、他都市の例も参考に検討したいというふうに考えております。

○松田委員

ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、防災会議の開催日についてでございますが、定期開催なのか、それとも何らかの問題が生じたときに開催されるものなのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○（総務）杉本主幹

小樽市防災会議の開催についての御質問でございますけれども、例年 8 月上旬に開催しておりまして、本年は 8 月 5 日に開催しております。このときの主な内容といたしまして、地域防災計画の修正について、また小樽市総合防災訓練の実施などについてを議題といたしまして、会議を開催してございます。

○松田委員

では、今回の東日本大震災のことが特別話されたということはないのですか。

○（総務）杉本主幹

今回の東日本大震災を受けて、防災計画の内容を今後見直していくということで報告はいたしましたけれども、具体的な方策については、本年 8 月の会議の中ではまだ話し合われておりません。

○松田委員

次に、応急物資供給協定についてお伺いいたします。

災害用備蓄物資についてですけれども、備蓄品目については保管場所や保存年限のこともあり、災害時の応急物資の供給については、協定を結んでいる企業による保有商品の供給により調達するということでしたが、生活物資についてはどのような状況になっているのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

災害時の応急生活物資の供給についての主に流通備蓄についての御質問だというふうに思っております。まず、

主なものといたしまして、イオン北海道株式会社との協定による応急生活物資の供給がございます。主な品目といたしましては、ミネラルウォーター、育児用ミルクなどのほかに食品、それから生活衛生用品や冬期間必需品になりますカイロや移動用ストーブなどが、この協定による供給品目となっております。

○松田委員

次に、避難場所の件でございますけれども、本市では避難場所はほとんどが小・中学校ということでございますけれども、今回、量徳小学校が来年の3月に閉校されるということで、今まで避難場所に指定されていたと思いますが、それにかわる避難場所というのはどういうふうになるのでしょうか。量徳小学校が閉校することによって、避難場所が減ることになるのでしょうか。

○（総務）杉本主幹

量徳小学校が閉校になることによって代替となる避難場所についての御質問でございますけれども、量徳小学校のすぐ向かい側なのでございますけれども、双葉高等学校が今まで指定避難場所となっております。そこに双葉中学校を新たに避難場所に指定いたしまして、この2校を量徳小学校にかわる避難場所として使えるようにしていくというふうに考えております。

○松田委員

防災についてはこれで質問を終わりますけれども、この間から何回も言っていますけれども、ぜひ女性の視点で防災対策を考えていただければと思います。

◎介護保険について

次に、介護保険にかかわる質問事項について確認したいことがあります。

先般の代表質問で、小樽市における平成23年5月現在の特別養護老人ホームの待機者の人数とその介護度、そして待機場所をお尋ねしましたが、要介護4と5で、なおかつ自宅で待機している人数を聞くのを失念しましたので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

在宅で要介護4と要介護5の人数でございますが、要介護4が466人、要介護5が463人となっております。

○松田委員

また、今は待機者の4と5だというふうに思いますけれども、要介護4と5であっても、家族の意向で特別養護老人ホームの入所を希望しないで、あくまで自宅で介護すると決めている方もいらっしゃると思いますので、全体として要介護4、5というのは何人いるのでしょうか、お聞かせをお願いします。

○（医療保険）介護保険課長

済みません。前段の私の答弁というのは、まず在宅で要介護4の方が466名で、要介護5の方が463名。そのうち特別養護老人ホームに申込みをしていて在宅で待機している方で、要介護4の方は31名、要介護5の方は15名、いわゆる重度者で在宅で特養の待機をしている方というのは合計46名になります。

○松田委員

わかりました。今、聞いて、こんなにいるのかと思ってびっくりしたのですけれども、それにしても46名の方が自宅で待機しているということですね。

それで、介護保険開始時から介護認定者が増加しているのにもかかわらず、先般の報告では、3年前と比べて特別養護老人ホームの待機者が832人となり、101人が減少したというふうに御報告を受けたのですけれども、減っているということにちょっとびっくりしたものですから、減った要因についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

3年前の調査と比較して101名、実人数で減ったということですが、減った分析というのはなかなか難しいので

すけれども、この調査というのは北海道の調査に基づいて実施しております。特に北海道からは調査の指示はなかったのですが、この実人数というのは、今後の施設整備を判断する上で非常に重要な数字であるために、市としては現在の介護施設、特養に対して精度のある数字を求めました。具体的には施設側に申込みがありまして、例えば仮に死亡した場合などは、家族から施設側に申請の取消しが無い限り、施設側というのはわからないのです。それで、今回の調査の際には、事前に施設の申込みの待機者と小樽市の介護保険の資格を照らし合わせて、死亡している方の資格は落として再度提出してもらったものですから、その部分では平成 20 年の調査より精度の高い数字が出てきたということの中で、人数が減ったのではないかとこのように分析しております。

#### ○松田委員

##### ◎24 時間定期巡回・随時対応型訪問サービスについて

次に、24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービスについて確認したいと思います。

緊急時に対応する随時対応サービスというのは、24 時間定期サービスを受けている人が次の巡回に来るまでに間に合わないときのためのサービスなのか、それとも、ふだんそういうサービスを受けていない人がどうしても緊急を要することが発生したときに要請するサービスなのか。この随時対応サービスについて、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

#### ○（医療保険）介護保険課長

まず、24 時間定期巡回・随時対応型訪問サービスの随時の部分のサービスの説明でございますが、基本的には定期巡回型サービスを利用している方で、急な体調の変化や、例えばベッドから落ちて戻れないですとか、そういう緊急時のときにコールしてもらって、それに対応するサービスであります。ですから、これら緊急のサービスを行うことによりまして、在宅生活の安心感をより一層提供するというようなサービスになっております。

#### ○松田委員

あと報告によれば、モデル事業の実施に当たり、本年 6 月の協議の際に、ケアマネジャーのアンケートと事業者の意向調査を実施したところ、対象者は 100 人程度と見込まれるということに対し、モデル事業では対象者を 20 人程度と見込み、事業者を 1 社にしたという報告を受けましたけれども、その 20 人にしたという根拠はどういったことからでしょうか。

#### ○（医療保険）介護保険課長

まず、モデル事業の 20 名の根拠ではありますが、今回の新しいサービスの潜在ニーズを把握するに当たりまして、非常に苦労した部分があります。というのは、既にモデル事業をやっている道内の 4 社につきましても、夜間対応型訪問介護という、今の 24 時間対応型サービスに類似したサービスを実施している市につきましても、潜在ニーズの把握というのは非常に容易にできたのではないかと思います。小樽市においては、夜間対応型訪問介護事業というものをやっている事業所がありません。ですから、そういう意味では、この事業を必要としている人が小樽市にどのくらいいるのかという数字を把握するのは非常に難しいという印象を受けております。

そういう中で本年 6 月にケアマネジャーに、担当している利用者で、この 24 時間対応型サービスができた場合に、このサービスを利用すべき人は何人いますかというアンケート調査を行いました。その段階では、利用者負担とかを一切考えずに数字を出してくださいというアンケート調査をしたところ、約 100 名という数字が出てきました。

それとあと、いろいろな保険給付の中で、現在、訪問介護事業を一日に複数回利用している人が五十数名おりました。それと、もう一つは、訪問看護事業の中で緊急時対応型の加算を受けている人、いわゆる緊急時にケアプランのない中で、訪問看護師が来てくださいという対応をお願いしている方が約 100 名いました。

そういう数をいろいろ勘案しますと、このサービスを利用する人というのは、今回の第 5 期事業計画の中では、平成 24 年度には 40 人ぐらい見込まれるのではないかと。これは年度当初ではなくて、24 年度の中で 40 人ぐらい、それと 25 年度はプラス 20 で 60 人、26 年度もプラス 20 で 80 人という計画を立てております。24 年度はモデル事

業ということでありますので、大体その半分ぐらいの人数を対象に、まず経験を積んで事業をやってみたいということで、20名という数字を出しました。こういう形でいいだろうかということで申請前に国に聞いたところ、20名でも大丈夫ですという了解を得た上で、この20名という数字を出した次第でございます。

○松田委員

今度はモデル事業をやる際の20人という人数ですけれども、先ほど言いましたとおり100人ぐらいが見込まれている。モデル事業では20人ということですが、その20人というのはどのようにして決めるのでしょうか。本人の申出なのか、また、ある程度の内容で抽出していくのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

モデル事業は、来年の2月と3月に実施する予定であります。ですから、2月からの実施に当たって事前にケアマネジャーに、自分の持っている利用者の中で24時間対応型のサービスに適している方はいますかということで、調査をしたいと考えています。その中で適している方がいれば、適切なケアプランをそのケアマネジャーにつけていただいて、サービスにつなげたいと考えています。

松田委員は、20名以上いて、もっといたらどうするのだということをお尋ねではないかと思うのですが、結局やってみなければわからない部分があるというのが一つと、できれば私どもも、4月以降、その事業所に継続して保険給付のときにやっていただくことを考えていますので、そのときにもし利用者になるのであれば、20名というのは最低ラインで、事業所のパイの中でももう少しできるのであれば、やっていただきたいという考えもありますので、20名以上手が上がった場合には、今回選定される事業者と協議したいというふうに考えております。

○松田委員

その20名の方ですが、事業者が1社ということですが、市内全体で20名なのか、それとも、ある程度その事業者のできる範囲を決めての20名ということでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今、モデル事業には4社の申込みがあります。その4社の中でもいろいろなエリアというのがありますが、一つの例を挙げますと、このモデル事業というのは30分以内という定義づけがありますので、中心部に事業所を持っているところは、例えば蘭島のほうへは行けないですとか、銭函のほうへは行けないと、いわゆる塩谷から新光までというふうにエリアを定めている事業所もあります。ですから、随時対応の部分を考えますと、国も30分以内の中での事業というふうに言っていますので、事業所を構える場所によっては、エリアがちょっと狭まるというようなことも考えられます。

○松田委員

では、これに関連して、利用料金というのは、この間の御答弁では大体来年1月中旬に決定されるということですが、このモデル事業を利用する対象者20名については、サービス料金というのは支払うことになるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

国の要綱の中では、利用料金というのは必ず取りなさいというふうに定めております。ただし、利用料金自体の縛りはありません。ですから、事業所が決定することになります。夜間対応型訪問介護をやっている事業所がある先進市の例をとりますと、定期巡回が1回500円ですとか、随時訪問が1回1,000円とかというふうに設定されている市もございます。いずれにしても、いろいろな料金設定が考えられます。今回、本番に向けての介護報酬が1月中旬に決まりますので、モデル事業の利用料金があまりにもこの介護報酬とかけ離れているのであれば、保険者の立場として事業所と協議してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

先日の御答弁で、最初から平成24年度スタート時の利用人数は、モデル事業でサービスを受けた20名プラス数



名程度という御答弁をいただいていますけれども、その根拠は何でしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

20 名プラス数名の根拠というのはなかなかないのですけれども、というのは現在要介護 1 から 5 までの在宅でいる方というのは、何らかのサービスを利用して生活しているということがまず考えられます。高齢者の方というのは、なれたサービスから変わるというのも多少のリスクがあります。そういうことを考えますと、平成 24 年度にこのサービスができたから、すぐこのサービスに移り変わるとい人が何人いるのかということ想定しますと、数字的にそんなにはいないのではないかとということが一つです。

そうは言いながらも、例えば入院している方が来年 4 月に退院する。急性期の医療で入院期間が短くなっている場合もありますので、在宅でもなかなか不安があると。そういう方がもしかしたらこの 24 時間対応サービスを利用しながら、体がなれるまでヘルパーに来ていただくということも考えられます。

そういうことを考え合わせると、24 年度のスタート時点は、モデル事業の 20 名がすべてサービスを引き続き使うかどうかはわからないのですけれども、この 20 名に数名の方がまず想定されるのではないかとということで、根拠という厳しいのですけれども、そういうような想定の下に数字をはじきました。

○松田委員

モデル事業の事業費 1,000 万円は全額国の補助金で賄うということで、モデル事業をスタートするというのですけれども、その 1,000 万円の内訳というのはどのようになっておりますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

想定している 1,000 万円の内訳としましては、9 割方は人件費になると思います。残りの 1 割については、随時対応の際の通信機器の整備費や事務費というのが考えられます。

○松田委員

既に 4 市が先行してモデル事業をやっているということですが、この間の御答弁では、本年 8 月から開始した釧路市が来年 4 月から本格実施を決めているということに対し、他の旭川、函館、札幌各市がモデル事業の検証してから本格実施を決めるということですが、特に旭川市は釧路市より早く 7 月からモデル事業を始めたにもかかわらず、本格実施の時期を決めかねているということについて、何かそれは課題があつてからのことなのか、決めかねている理由についてお聞きしていることはありますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

先日、問い合わせた際には、本格実施を決めかねている 3 市につきましては、まず国の人員基準はまだ決まっていない。運営基準も示されていない。その中で、保険者が来年 4 月にやっはいけないという慎重な発言だったというふうに考えています。

小樽市においては、2 月、3 月にモデル事業をやつて、4 月に引き続きモデル事業の事業者継続して事業をやつていただくという考えでありますが、例えば旭川市が 7 月から 3 月までやつて、検証する期間が仮に半年あつて、10 月からまた事業をやりますよと言つたときに、モデル事業で利用者がもういるわけですが、その利用者が、期間があくことによって、その期間どうするのかということと、事業者が新しい人を雇用して、その雇用している人がまたあくことによって、その雇用がどうなるのかということをいろいろ考えると、やはり 4 月に実施せざるを得ない状況があるのではないかとこのように考えます。3 市については、慎重にそのような発言をしたというふうには考えていますけれども、いずれにしても人員基準や運営基準が示されたら、大きな市にとってみれば、モデル事業をやつて、引き続き 4 月に介護保険のサービスとして実施する状況が生まれるのではないかとこのように考えています。

○松田委員

このモデル事業が成功し、平成 24 年度からスムーズにスタートできるように、よろしくお願いたします。

### ◎市営住宅の申込窓口の一本化について

次に、市営住宅の申込みについて質問させていただきましたけれども、これについて再度確認させていただきたいことがあります。

一般の質問で、一般世帯向け住宅と特定目的住宅の申込みの窓口を一本化できないのかという質問をさせていただきました。そのときに、特定目的住宅は申請書類の確認のほか、入居要件の確認や現在住んでいる住宅の状況の聞き取りなどが煩雑のため、地域福祉課で受付業務を行っているということでしたけれども、他の都市が同じ窓口で申込みを受けていることから、受付業務の簡素化などで事務の見直しを図り、窓口の一本化はできるという御答弁だったように思いますけれども、窓口を一本化していただけるということで受け止めてよろしいのでしょうか、再度確認させていただきたいというふうに思います。

#### ○（建設）小林主幹

申込窓口の一本化という御質問でございますけれども、事務の見直し、簡素化を図りながら、次期指定管理者の更新時に、一本化に向けて実施していきたいと考えております。

#### ○松田委員

わかりました。窓口一本化は次の指定管理者の更新時にやっていただけるということで受け止めさせていただきました。

それで、指定管理者の更新時というのはいつになるのでしょうか。

#### ○（建設）小林主幹

現在の指定管理者の指定期間なのですけれども、平成 22 年度から 24 年度の 3 か年でございます。したがって、更新時は 25 年度からということでございます。

#### ○松田委員

窓口の一本化につきましては、たくさんの市民の皆様からの要望が来ておりますので、よろしく願いいたします。

### ◎住宅用火災警報器について

次に、私が第 2 回定例会の予算特別委員会で質問させていただいた住宅用火災警報器の件です。6 月 1 日に設置義務化されたにもかかわらず、罰則規定がないこともあり、なかなか小樽では設置が進んでいないという、そのときの御答弁でした。その後の報道でも、小樽は他都市に比べて設置状況が低いという報道もありましたけれども、6 月 1 日から半年たちました。その間、設置率向上に向け、その後の取組だとか、現在の進捗状況についてお示してください。

#### ○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の設置状況の調査につきましては、平成 20 年から実施しております。市内約 6,400 世帯を対象としたアンケート調査や、春、秋の火災予防運動などの各種防火行事におきまして、無作為の街頭調査を継続しておりまして、本年 5 月 31 日まで設置する 5 年間の経過措置を終えております。その後、本年 10 月末、秋の火災予防週間の聞き取り調査で、本市における普及率は 65.4 パーセントとなっております。

また、この聞き取り調査で一部設置を含め、一部設置というのは、基本的には住宅用火災警報器は 2 階の寝室に設置しなければならない、寝室が 2 階にある場合については、階段室にも設置しなければならないという部分で、例えば子供の部屋にだけはつけました、階段室にはまだついていませんという部分で、本来は複数につけなければならないところが、数が二つ三つ足りませんということですが、設置率につきましては 77 パーセントを超えておりますので、決して特別低いというふうな感じはしておりません。

#### ○松田委員

冬を迎えてストーブを使用することも多くなりましたし、火災の危険性も多くなりました。最近、控室で仕事

をしていてもサイレンの音が気になることがあります。それで、本年、火災出動は何件くらい今まででありましたでしょうか。

○（消防）予防課長

平成 23 年の火災件数についてであります。11 月末現在でもって 60 件で、昨年比 8 件増となっております。また、今日現在の最新の数字では 62 件で、これも昨年と比べて 8 件増となっております。焼損面積で 865 平方メートルで、昨年比では 271 平方メートル減少しております。また、損害額につきましても 1 億 1,365 万円から 5,500 万円に減少し、約 3 分の 1 になっております。

○松田委員

今回の火災出動の件で、住宅用火災警報器が設置されていた件数というのはどのくらいありましたでしょうか。

○（消防）予防課長

委員の御質問は奏功事例というふうにしてとらえておりますけれども、平成 20 年以降、本市では 5 件の奏功事例が報告されております。また、本年につきましては、3 軒で住宅用火災警報器が設置されておまして、ここもぼや又は部分焼という形でもって防ぐことができしております。その奏功事例につきましては、主になべの空だきですとか、こんろの火をつけたままその場を離れるといった、うっかりした部分でありますので、こういう部分については効果があると思っております。

○松田委員

まだ一部設置も含めて 77 パーセントで、限りなく 100 パーセントに近くなるのが望ましいことですが、今後ともしっかり啓発運動をしていただいて、100 パーセントに近い設置率にさせていただけるように御努力をお願いいたします。

◎市税に係る不申告等の過料について

最後の質問になりますけれども、市税に係る不申告等の過料について聞きたいと思えます。

第 3 回定例会において、地方税法の改正によって、小樽市税条例の一部を改正する条例、要するに市税に係る不申告について、過料の額を 3 万円以下から 10 万円以下に引き上げるという条例の改正がありました。

不申告者の防止策として過料を科すのは有効なことと思えますけれども、そこでお聞きしたいのは改正の目的ということです。地方税法で過料が 3 万円以下から 10 万円以下に引き上げられたというのは、不申告者の数が多くなったからなのか、それとも質的に悪質なものが多くなったのか、その意図と改正に至る経緯についてお聞かせいただければと思います。

○（財政）税務長

第 3 回定例会の絡みの過料についての目的というか、経緯ということでございますけれども、もともとの背景は国税の所得税を中心にしたものなのですけれども、最近は電子商取引ということで、外国為替の取引だとか F X 取引だとか、いろいろな複雑な取引があるものですから、そういうことで多額の所得を得たにもかかわらず、簡単に言えば脱税する行為が増えてきた。そういう悪質な行為が多いものですから、国税のほうはそれに対する犯罪の防止ということで罰則の料金を引き上げた。当然、国税がそういう形で上げますと、地方税をそのままにしておくと、その罰則の規定がどんどん乖離していく形になりますので、地方税のほうも、使用頻度は当然少ないのですけれども、バランスをとるために引き上げた、罰則といってもこれは秩序犯ということなので、刑事罰とは違うのですけれども、連動して引き上げたというのが経緯であり、目的ということになってございます。

○松田委員

市税条例を調べたら、この「過料に処する。」という条文の後に、「過料の額は、情状により、市長が定める。」というふうにあります。ここで言う情状というのはどういうことを言うのか。過料が 3 万円以下から 10 万円以下に上がりましたが、情状によっては過料がゼロになるということもあるのかどうかについても聞きたいと思

います。

○(財政) 税務長

基本的に不申告ということであればゼロということにはならないので、幾らかの金額の設定にはなると思います。ただ、10 万円以下ですので、その行為が 8 万円なのか 5 万円なのか 3 万円になるのか、変な話 1,000 円とか少額になるのか、そこら辺の部分が、相手方の事情によってどの金額にするかということが情状ということになるわけで、具体的にこうしたから 3 万円だとか、そういう値段表的なものはございませんので、それはあくまでも市長の判断といたしますか、そういう形になると思います。

○松田委員

小樽市において、過去に不申告により過料を科せられた件数というのはどのくらいあるのでしょうか。過去 2 年間の件数をお示しいただければと思います。

○(財政) 税務長

これまで市民税を含めて、私どもの市税の部分でこの罰則を適用したという実績はございません。

○松田委員

先ほど悪質な国税の脱税があったということで、地方税がそれに付随して上がったということですが、どちらにしても税というのは申告がなければ税収が減少し、市財政にも影響が出ると思います。また本人にとっても申告しなければ不利益が出ることでありますが、不申告によりどのような影響があるかということを知り、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○(財政) 税務長

不申告の影響ということなのですが、とりあえず課税の申告がなければ、どなたがどれだけ所得があったかということがわかりませんので、もしかすると税収として幾らかかかる方がわからないままだということで、私どもの市税の不足に影響するということは十分考えられると思います。

ただ、実際に、例えば大学の入学料免除のためとか、いろいろなことで課税所得証明書を毎日のようにとられるのですが、その中には未申告という方もいらっしゃると思いますが、そういう方は当然証明はその時点では出せませんで、場合によっては後日ということもあるのですが、できるだけその場で申告を受け付け、申告書をつくって所得証明をお出しするというので、ワンストップでやっているのですが、今までのそういう申告の中で、こんなに所得があったのに未申告だったという例はあまりなく、どちらかというと非常に少額の所得のため、税がかからないような方のほうが、実態的には多いのかというイメージはありますけれども、それだけの課税所得があつてということであれば、市税としてはどの程度の影響かというのは難しいのですが、理屈上はあるとは思いますが。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 17 分

再開 午後 3 時 37 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

質疑を民主党・市民連合に移します。

○齋藤（博）委員

◎夜間急病センターについて

最初に、夜間急病センターについて何点かお聞きしたいと思います。

小樽市と医師会が、夜間急病センターの運営について、指定管理者の契約をしているというふうに思いますけれども、改めてこの指定管理者である医師会との間で結んでいる夜間急病センターの運営に関する特に時間的な部分について、どういった協定があるのかお知らせください。

○（保健所）保健総務課長

夜間急病センターの運営に当たりまして、指定管理者であります社団法人小樽市医師会と、夜間急病センターの管理に関する基本協定書というのを毎年度締結しております。この中で指定管理者の業務仕様書の中に、施設運営管理に関する業務の事項の中で、3番目に診療時間としての規定がございまして、夜間急病センターの診療時間は午後6時から翌日の午前7時までとする。ただし、日曜日及び祝日並びに1月2日、1月3日、12月31日については、午前9時までで行うといった診療時間の規定がありますと同時に、夜間急病センター条例の中の第4条においても同様の規定があります。

○齋藤（博）委員

委員会のときに議論させていただいているのですが、医師会から、夜間急病センターの移転に関して現状を訴えるような文書が小樽市に提出されていると聞いているのですが、そこの中で済生会小樽病院が果たしていた役割みたいな部分を書いてあるというふうに聞いています。夜間急病センターを運営する上で、すき間を埋めるという部分なのか、現実がうまくいっていないというような部分なのかは、いろいろな事情はあるでしょうけれども、済生会が果たしていた役割というのは結構あったと聞いています。改めてその辺について、医師会から来ている文書を含めて実態についてお知らせください。

○（保健所）保健総務課長

11月18日の厚生常任委員会、11月29日の市立病院調査特別委員会でも一部話をした経過がございしますが、11月25日付けで小樽市医師会のほうから当市保健所長あてに、「小樽市夜間急病センターの移設に当たり」といった形で文書が寄せられております。この中で、夜間急病センターを運営するに当たり、済生会小樽病院に協力をいただいていた事項として4点の記載がありました。具体的には、一つ目として、平日午前7時から市内の医療機関が始まるまでの間の1次救急対応をお願いしていたということ。また、二つ目としては、外科系の準夜帯、つまり開設される18時から21時までの間の出向、医師の張りつきの話ですが、この時点でほぼ月の半分を済生会にお願いをしている例があり、具体的な記載がありましたが、平成23年10月の医師の張りつきについて、20回中9回を済生会にお願いをしていたということ。また、小樽病院に2回、協会病院に2回、掖済会病院に2回、そのほか5回といった部分で、済生会にお願いをしていた事実があるということ。三つ目として、内科系の深夜帯、これは夜21時から翌朝の7時までの時間帯をいいますが、この間で済生会小樽病院に派遣をお願いしていて、具体的には、直近6か月の中で20回ほど済生会病院から御協力をいただいている、月平均すると3回程度といったこと。また、4番目として、そのほかの項として、ドクター、また検査技師に緊急に依頼をして診察をしていただいているといった四つの点が、済生会小樽病院に協力していただいているという形で書かれておりました。

○齋藤（博）委員

それで、先ほど言っていた夜間急病センターの診療時間、それと今言われている部分で、最後の医師と検査技師の応援というのはやむを得ない場合もあるのかと思うのですが、前のほうで言っている三つの部分というのが少し心配なのですが、最初に朝の7時から9時ぐらいまでだと思うのです。市内の医療機関が始まるまでの間の部分は、これは夜間急病センターの受持ちでもないわけで、夜間急病センターは朝の7時までだというふうに言っています。けれども、実際まちのいろいろな医療機関が動き出すのは大体9時、9時半とかというのが大

体普通だと考えると、そこに構造的に 2 時間から 2 時間半ぐらいのすき間があいているという状態だと思うのです。この部分については、もともとどういうふうに設計されていたのか、どういう対応でこの空白部分を埋めようとしていたのかということをお知らせいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

この 7 時から 9 時、また夕方の大体 5 時から夜間急病センターがあくまでの 6 時までの時間というのは、いわゆる 1 次救急を行う上での空白時間帯という位置づけで押さえられています。どういう体制がいつできたかということとは今確認できないのですが、現行の体制で申しますと、今お話がありました朝 7 時から、病院が大体始まるまでの 9 時までの時間の対応といたしまして、内科系の患者に対しまして朝 7 時までは、前日の夜間急病センターから 2 次転送される病院において担当していただいている、また外科系の患者につきましては、一応夜間急病センターに搬送するという形をとっておりますが、事実上済生会の外科の医師が担当して診ていただいているというふうに聞いています。

○齋藤（博）委員

朝 7 時から 9 時の部分の急患と申しますか、患者について、全員済生会にお願いしていたというわけではなくて、外科についてはほぼ済生会にお願いしていたけれども、内科については市内の公的病院で、輪番みたいな感じでもって吸収していたのだという理解でよろしいですね。

○（保健所）保健総務課長

そのとおりでございます。

○齋藤（博）委員

二つ目と三つ目は、先ほど言われている夜間急病センターの診療時間なのですね。小樽市との契約上も、指定管理者である医師会が夜 6 時から翌朝 7 時までは受け持ちますというふうになっているのですけれども、その中で例えば 18 時から 21 時までの部分で言うと、外科系で言うと、10 月の実態で月の 20 回ぐらい済生会の医師に来てもらっていたという話をされているわけですね。違うか。

（「違う」と呼ぶ者あり）

○（保健所）保健総務課長

先ほど申したのは、平成 23 年 10 月の例で言いますと、20 回中済生会にお願いしていたのは 9 回あったということです。

○齋藤（博）委員

全体でまず 20 回、市内の小樽病院とか協会病院の医師にお願いしていた。そのうちの 9 回は済生会にお願いしていたという実態がありますという話ですね。それから、夜の 9 時から次の朝の 7 時までで言うと、6 か月間の間で 20 回、月に直すと 3.3 回ぐらいお願いしていたのだと。言われているのは、夜間急病センターはもともとお願いしている医師とかではなくて、イレギュラーな状態で済生会とか小樽病院とか協会病院の医師にお願いしていたという意味なのですね。こういう医師が来ることを組み込んで、最初から夜間急病センターの運営をしていたものではなくて、本来来るべき医師がいろいろな事情で来なくて、お願いして入ってもらっているという状態だと理解していいのですか。

○（保健所）保健総務課長

先ほど話した 2 番目と 3 番目の話ですが、外科系の準夜帯、いわゆる 18 時から 21 時までの間については、小樽市医師会の会員の医師が本来出てくる部分の枠です。夜中の 21 時から翌朝の 7 時までにつきましては、札幌にありまます北海道大学病院、また札幌医科大学附属病院のほうから医師の派遣をお願いしている時間でもあります。

○齋藤（博）委員

ですから、そういう予定されていた状態で医師が来ているのではなくて、本来あるべきローテーションが維持で

きないから、済生会とか小樽病院とか協会病院をお願いして埋めているということを確認させてもらっているのです。

**○保健所長**

今回いただいた文書に、なぜそうなったかということについては記載されておられませんので、結果としてここに来ていたということでございます。理由までは書いてございません。

**○斎藤（博）委員**

いや、私が聞きたかったことについて実態はわかりました、これはもともと医師会と市内の病院の間で計画的にこういうことが行われていたものなのか、本当はもともと計画したものがあって、その計画がうまくいかないから、こういう公的な病院からのお願いが行われているのかわかりますかということですから。

**○保健所長**

そのどちらかはわかりません。

**○斎藤（博）委員**

そうですね。例えば数字だけで言いますと、済生会は内科、外科をあわせると、朝 7 時から 9 時までを横に置いておいても、夕方 6 時から次の日の朝までの間に、事実だけで言うと、数字だけで言うと月に 12.3 回ぐらい医師を出しているという状態なのです、そして、何を言いたいかというと、医師会から来ている手紙の趣旨というのは、この部分について、端的に言うと小樽病院にこの役割を果たしてもらいたいという意味で、こういう実態を保健所なりに訴えているのではないかと思うのですけれども、そういう押さえというか、理解でよろしいのですか。

**○保健所長**

市立病院調査特別委員会で私はその原文をそのままを読み上げましたので、委員も聞いていらっしゃると思いますが、原文には、それに続きまして医師会長から、そのとおり読みますと、「従前より市立小樽病院には 2 次救急医療で御協力いただいておりますが、1 次救急医療におきましても特段の御協力をお願いしたいと存じます」とございます。

**○斎藤（博）委員**

その前段として、夜間急病センターが従来のような併設型でなく独立型として運営するに当たっては、近隣病院、特に小樽病院の全面的支援が必要不可欠であると考えております。そして、済生会はこういう役割を果たしていたというふうにつくられている文章なのですね。そういうふう考えたときに、この済生会が果たしていた役割を小樽病院をお願いするという趣旨だというふうには私は受け止めるのですけれども、いかがですか。

**○保健所長**

この手紙をいただく前に、私から医師会長あてに二つのことをお願いした文書を送ってございます。1 点目は、済生会小樽病院が具体的にどのような形で協力をされているのかをお示しいただきたい。2 点目につきましては、毎日どのようなことが起きているのかを記録に残していただきたいということを二つお願いして、二つ目のお答えはまだ来ておりませんが、一つ目のお答えがこういう形で来ております。

それで、先ほどの 4 点と、それから小樽病院に期待されたところを原文どおり読みましたが、その間が抜けておりますので読みますと、「したがって、新夜間急病センターが独立型になると、各医療機関には相応の負担をお願いしなければならないと考えております」と続きます。そして、その後、ついでに全部読みますと、「新市立小樽病院は高機能な地域の基幹病院を目指しておりますが、小樽市民は新夜間急病センターから最も近い市立小樽病院に夜間救急医療も期待しております」と言って、先ほどの「従前より市立小樽病院には 2 次救急医療で御協力いただいておりますが、1 次救急医療におきましても特段の御協力をお願いしたいと存じます」とありますので、この文書の中に書かれておりますのは、まず独立型になると、各医療機関には相応の負担をお願いしなければならないと医師会は考えているということが 1 点です。それから、新市立病院に近いところに来るので、市民は夜間救

急医療も期待するであろうと。新市立病院が高機能な地域の基幹病院を目指しているということ、医師会としてももちろん認識しているところですが、市民は期待するであろうということ。そして、3 点目として、従前より小樽病院に 2 次救急医療で御協力をいただいていると。その認識の上で、さらに 1 次救急医療におきましても特段の御協力をお願いしたいという文書でございます。

○斎藤（博）委員

いや、何で前段に書いている、特に全面支援が必要不可欠でありますという医師会の意向を読み取ろうとしないのかということが少し理解できないのですよ。書いてあるわけでしょう。

○保健所長

では前段をもう一度申し上げますと、「済生会小樽病院の移転に伴い、小樽市夜間急病センターの移設が余儀なくされ」と始まりまして、特にこう書いてございます。「当医師会としては、新夜間急病センターが従来のような併設型ではなく、独立型として運営するには、近隣病院（特に市立小樽病院）の全面的支援が必要不可欠であると考えています」と。

私はこの文章をそのままお読みただけでありまして、私の意見をということであれば続けさせていただきますが、よろしいですか。私は、この前から申し上げているように、小樽市の救急は小樽病院だけが頑張れば済むという問題ではないというふうに考えてございます。

○斎藤（博）委員

次に、保健所長はそういう立場なり考え方であるというのは、従来から聞かせていただいているわけなのですが、改めて小樽病院で、11 月 25 日の医師会から来ている文書について、検討なり、見ているかという話なのですが、どういふうな押さえをされているか、お聞かせいただきたいと思えます。

○保健所長

実はこの手紙の前に私も手紙を差し上げたと申しましたけれども、その前にもやりとりがございまして、その前にやりとりがあった文書の内容は、これもまた医師会長から私あてでございましたけれども、その前に来たやりとりは、まず医師会長のほうから私のほうに、2 次救急において、小樽病院に関してこういうことがあった、ああいうことがあったということが書かれておりました。その後、ちょっと今、原文を探していますが、私はそれに対して市立小樽病院……、読みます。最初に来た文書は「小樽市夜間急病センターの移設に当たり」というタイトルで来ております。これが初めでした。そのときに書いておられましたのは、具体的に書かれておりましたのはここですね。まずありましたのは、議会でのやりとりのことで小樽市医師会が不信感を持ったということが、一つございました。これはちょっと今の話と関係ないので割愛させていただきます。「さらに、先般輪番に当たっていた市立小樽病院で、受入れ拒否が同日に 2 件も発生し、2 件とも輪番ではなかった済生会小樽病院に転送された事象がありました。この件で、済生会小樽病院より小樽市医師会に対し、強い抗議がありました。その後、確認したところ、確かに市立小樽病院側にはそれなりの事情があったようです。しかし、済生会小樽病院側でも重患を抱え大変な状況の中、内科医を総動員し、対応に当たったとのことでございます」という箇所がございましたので、私はこれについては小樽病院と直接どういうことがあったのか、当事者間でお話をされてはいかがでしょうかと。そして、これは 2 次輪番における問題ですので、2 次輪番を考えている担当の医師がいらっしゃいますので、その医師の中で事実関係の調査、それから今後の対応をお考えになってはどうでしょうかということも答えました。

何度も言っていますように、私は、救急はどこかの病院が頑張るということでなく、1 次救急側も 2 次救急側も市民の側も総力を挙げてみんなが一致団結してやらなければ、乗り越えられないものと考えておりますという返事を差し上げました。そして、しばらくたってこういうことになったわけでございます。

ですから、小樽病院と医師会との間でなぜ話し合いがされないのか、私は少しわからないところで、今日は両病院の医師がいらしていないので、かわりに話すわけにはいきませんが、保健所の立場といたしましては、医師会



長から私に問題が来て、私から小樽病院ではなく、小樽病院の問題であるならば、当然小樽病院は小樽市医師会のメンバーの一つですから、医師会長と小樽病院の間でなぜ話合いがされないのか、少し不思議ですが、とにかく今までのところ話合いはされていないというふうに伺っておりますので、必要な面々が集まって、これから本格的にきちんと根本的な話合いを何回も進めるといふ、まさにスタートラインに立ったところというふうに考えてございます。

#### ○齋藤（博）委員

私は、医師会が指定管理者だから、決められた時間帯は自分のところで何とかしなさいと言うだけでは、この問題はおさまらないと理解しています。かといって、医師会の医師としては公的病院にお願いしたいのだけれども、一番近い小樽病院に済生会の役割を担ってもらいたい、近隣の病院の全面的支援が必要だと言ってこの実態を訴えているわけですから、特に小樽病院にと特出ししているわけですから、小樽病院に向かってくるのかと私も心配しているのです。

今日は小樽病院への医師会からの要請についての感想は聞くことができないみたいなのですが、それはそれで仕方がないことかもしれませんが、私が言いたいのは、今回、新夜間急病センターの予算がついてきた。これは場所も決まったのでよかったとみんなで喜んでいただけです。ところが、その中身を見ると、指定管理者の医師会が夜間急病センターを、最終的には自分たちでやっているのしょうけれども、医師会と市内の公的な病院の間で相当な応援体制を組みながらやっていたという実態があると、医師会から言われているわけです。特に一月に 12.3 回は済生会から来てもらっていて、それは隣にあったからだというようなことを言っているわけです。今度は小樽病院の近くに行くので、小樽病院によるしく願いますと言っているわけですから、私は医師会の意思というのは意外とはっきりしているというふうに理解するのです。ただ、そのとおりにいかない小樽病院の事情もこの間いろいろところで議論させてもらっているから、済生会のかわりに小樽病院が頑張ればいいでしょうとも言いきれない実態があるわけです。そういった中で今、予算をつけようとしているのであれば、建物をつくってどうやって回していくのだという話は、今言われているように極めて難しい問題を抱えていると思うのですよね。

ですから、私は前回の市立病院調査特別委員会でもお願いしましたが、改めて今こういう状態なのだ。数字も出てきたと。夕方ですけれども、6時から9時までの間に月に10回、公的な病院の応援が入っていると。それから、夜中の内科で言うと、6か月に20回応援が入っていると。そうやってやっと回していると、医師会が必死に訴えているわけですから、真剣に受け止めて、私もここは保健所長と同じ考えなのですが、小樽病院だけではなく、地域医療として、地域全体で夜間急病センターを支えていくという体制をとらなければならないというふうに思うのです。そういう協議会なりの場をつくって、実態とどれだけの応援体制が組めるかということ腹を割って話ができるようにするためには、新しいシステムが必要だというふうに私は思っているのです。それか、前から言っている医師会と保健所と小樽病院と今度は市長が入らないと、市長という言い方はあれなのですが、行政も入らないと、これは予算をつけたけれども、箱はできたけれどもうまく回りませんでしたという話になりかねないと、私は心配しています。

そういった意味で、改めてこういう状況を打開して、スムーズに夜間急病センターを回していけるような体制をつくるための協議の場というのはどうしても必要だと思います。これからは市長なり副市長が音頭をとって、医師会だけでなく、公的な医療機関の責任ある方にも入ってもらったような協議の場をつくるべきだというふうに私は思うのですが、その辺について、改めて市長なりの見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○副市長

協議の場ということなのですが、今こういう文書も見えてきましたので、おっしゃるとおり、何が問題なのか、これから話し合っていかなければならないと思っております。近々に医師会と打ち合わせする機会を設けて、今後どのようにやっていくか話し合う場を年内につくろうと思っております。その場で今後どういうふうにするか

が出てくると思うのですけれども、言われたとおりにやっけて、平成 25 年 7 月のオープンまでには、そういうシステムをつくり上げていかないと考えていますので、見ていただきたいと思います。

**○斎藤（博）委員**

よろしくお願ひしたいと思ひます。次の第 1 回定例会のときまでに、また状況をお知らせいただきたいと思います。

**◎認定こども園について**

次に、銭函保育所の改築時期に関係して、まずそもそもの部分からお話を聞きたいと思ひます。

北海道安心こども基金に係る施設整備協議書というのがあります。これは道でつくっている文書だと思うのですが、この中では例えば市町村の予算措置の状況についてという欄がありまして、小樽市は平成 23 年 12 月に補正を組むというふうに書かれていますのですが、予定されているのかもしれませんが、まず今回の桂岡幼稚園のこゝについて、道とどのような協議なりが行われているのか、わかる範囲でお知らせいただきたいと思います。

**○（福祉）子育て支援課長**

道とは、いわゆる保育所部分についての保育所緊急整備事業、それと幼稚園部分について認定こども園整備事業ということで、安心こども基金については二本立てでの協議というか、申請になってございます。保育所緊急整備事業については、後志総合振興局が窓口になっています。認定こども園については、道本庁の子ども未来推進局が窓口になっています。その中で本市の運営の状況ですとか、あるいは市として、保育所の需要であるとか認定こども園についての部分、あと事業計画とかスケジュール等について、道に事前協議書を出して申請をしているということでございます。

**○斎藤（博）委員**

道としては、今回小樽市で予算が計上されているのですけれども、そういうのも織り込んだ作業は進んでいると理解してよろしいのでしょうか。それとも、第 4 回定例会の結果を見て、予算が可決された以降、道の作業は動いていくことになるのでしょうか。

**○（福祉）子育て支援課長**

道に対して事前協議書というのはもう既に提出してございまして、先般 12 月 2 日なのですけれども、それぞれ後志総合振興局と道の保健福祉部長から、内示書という形で書類が届いています。ただ、この部分につきましては、本年度から何か方法が変わったということで、年度別の工事の進捗状況に応じた金額を内示するという事で来ております。ですから、今回内示書が来ていますのは、本年度中に行われる工事に対する費用部分ということで、金額は提示した 2 億円ではないのですけれども、その一部、それを基本額とした本年度中に執行されるだろうという工事部分を含めた金額での内示になっています。平成 24 年度の執行分については、また後日、内示書が出るというふう聞いてございます。

**○斎藤（博）委員**

今回、小樽市は一貫して、福祉部子育て支援課がこの問題について窓口といいますか、いろいろな話をしていただいているわけなのですけれども、なぜ福祉部子育て支援課が認定こども園の窓口になっているのかというのを、もう少し詳しくお聞かせください。

**○（福祉）子育て支援課長**

そもそも論でいくと私もよくわからない部分はあるのですけれども、今回のいわゆる箱物を建てる部分についての協議先は、それぞれ子育て支援に当たる道の子ども未来推進局であったり、後志総合振興局の子ども未来係であったりするという事で、子育て支援課と関係が深いという状況の中でまずあると思ひます。それと、桂岡幼稚園から認定こども園についての御相談をまず受けたというのも子育て支援課ということですので、そういう流れの中で、今後あるかどうかわかりませんが、今回この部分につきましては、子育て支援課のほうで対応させてい

ただいております。

**○齋藤（博）委員**

もともとこれは幼稚園ですから、幼稚園に関しましては教育委員会の所管です。学校法人が行うことでして、幼稚園をやっている学校法人小樽桂岡学園が認定こども園をつくることになりましたというときに、教育委員会からどういう合議なり協議が行われて、幼稚園を所管する立場にある教育委員会から、今回のことについて何か意見とか要望とかというのは出されたのかという部分と、もともとどういう協議なりがされたのかということについてお知らせいただきたいと思えます。

**○（福祉）子育て支援課長**

教育委員会には、こういう御相談があった際に、幼稚園からこういう計画があるということ連絡しています。その中で教育委員会として、施設整備に関する補助ですとか、そういうものは特にないのだという話を聞いています。それで、教育委員会として、改めて桂岡学園と調整をするというような部分は、その時点ではあまりないということでしたので、子育て支援課で、今度は認定こども園に関していわゆる保育所部分が増えるというところもありますので、また、入所に関する部分におきましても、幼稚園の入園というのは今でも施設に申込みをするものですけれども、保育所の入所というのは基本的には小樽市で申込みをしていただいてからという施設になるというようなことで、手順等が変わってくる部分がありますので、子育て支援課で対応するほうがスムーズな対応になるだろうということで、教育委員会にその旨を伝えてありますけれども、最終的には子育て支援課が対応しますということでお知らせをさせていただきます。

**○齋藤（博）委員**

あまりやっていないことに立ち入るとわからないということはあるかもしれないけれども、こういうことは普通合議するとか、教育委員会としての意思というのは一切関係なく進めていいものなのですか。もう一回聞きたいのですけれども、よろしいですか。大した話ではないということなのですか。

要は、今までは幼稚園に関する部分というのは、学校教育にかかわるという部分で教育委員会が所管していました。桂岡幼稚園が認定こども園をつくるのだという動きをして少し質が変わるわけです。そういうことが今小樽市で行われて予算措置をしようとしているときに、教育委員会というのは、どのぐらいかかわっていたかではなくて、今まで自分の責任の範囲にあった桂岡幼稚園がこういうことをやっていることについて、全く関係ないのだという認識でよろしいのかというふうに思って、見解を聞きたかったのです。

**○（教育）学校教育課長**

現在、小樽市内には市立の幼稚園がなくて、すべて私立幼稚園という形になっております。それで、直近では杉の子幼稚園で、老朽化に伴って建替えをするというときにそういったお話がありまして、そのときには幼稚園の建替えということなので、建設費の補助金ということで、金額が 100 万円ぐらいだと思いますけれども、出しております。

今回、子育て支援課からこの認定こども園のお話を聞いたときに、その財政的な部分につきまして、安心子ども基金で対応するということでした。その中で、市の財政負担もあるということを知ったものですから、従前老朽化に伴った建替えのときに、補助金を市から出すということではなかったのですけれども、建設に伴ってそちらのほうで財政的な支援をするということを知っており、窓口が子育て支援課ということで今回行うということなので、市教委から特に改めて何かするということがないというふうに考えたものですから、今回は子育て支援課にお任せしているという形になります。

**○教育部長**

今回の認定こども園の関係でございますけれども、今まで子育て支援課が答弁申し上げますとおり、桂岡幼稚園で保育所部分を拡大といいますか、幅を広げながら、地域の子供たちの子育てに参画するというような観点だ

というふうに承知をしてございます。桂岡幼稚園で行われているいわゆる幼児教育の部分、歳児で言えば3歳児以上の部分については骨格は変わらないというふうに聞いてございますが、ただ市教委で行っている、例えば就園奨励費補助事業、又は私学振興補助事業についてはどういう形になるのか、幼稚園から実際の形態などを聞きながら、しかるべき補助制度の適用については、幼稚園部分の範囲の中で御相談を受けながら行っていきたいというふうに考えております。

**○斎藤（博）委員**

私は連帯責任的に判こぐらい押しておいたほうがいいのかと思います。

今後、事務分掌する上で、例えば今、小樽市の条例や規則の中で認定こども園という言葉はないのです。どこかにありますか。私が調べた範囲で見つからなかったのですね。今回のことにかかわって過疎計画が一部修正されて、過疎計画に関しては小樽市の中に認定こども園という言葉が組み込まれているのですけれども、例えば事務分掌上で言うと、これはまだ教育委員会にもないし、小樽市の中にもないわけなのですけれども、この辺については今後どういうふうにしていこうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○（福祉）子育て支援課長**

事務分掌等も含めて、先ほどの御質問にあったとおり、減免のことで事務的な部分については、これからまだ詰めていかなければいけない課題が多々あるのだろうというふうに認識しています。認定こども園は来年の9月にできると聞いてございますので、それまでにはきちんとした形ですべて整うような状況になるように進めていきたいというふうに考えています。

**○斎藤（博）委員**

そういうものなのですか。認定こども園で待機児童はどうなっていますか、入所状況はどうなっていますかということは、例えば議会に出す報告は、今まで認可保育所からはもらっているわけなのですけれども、今後は桂岡幼稚園からも教えてもらわなければならないと思います。

それから、幼稚園もよくわからないけれども、幼稚園と保育所が同じところにあったときに、私が視察で行ったときに指摘というか、教えていただいているのですけれども、例えば園事業、運動会や学芸会、遠足といったものの取組の仕方など、結構いろいろ難しい問題もあるというふうに聞いているのです。そういう苦情のためだけではない相談の窓口として子育て支援課があるのであれば、これからはいろいろな問題があるというのは私もわかりますけれども、やはり所管は福祉部子育て支援課なのだということであれば、すぐに事務分掌なり整理をして、形の上だけの話でずっと議論しているから信用しないとかではなくて、これから詰めていかなければならない課題という部分もわかるわけなのですけれども、事務分掌ぐらいは最初につくっておいてほしい、整理しておいてほしいと思いますので、この部分についてはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、この計画では平成24年10月に開所するとなっています。そうすると、当然10月1日に保育所も動き出すと理解してよろしいのですね。要するに工事が3月1日に始まって、完成が9月15日で、開所予定が10月というふうに、日で書いていないのですけれども、なっているのですね。当然民間ですから、オープンしてから募集をかけるなどという話はしないと思うのです。そうすると、ゼロ歳から5歳まで55人の歳児別の枠をつくって、体制をつくっているわけですし、必要な保育士も採用すると思いますので、10月1日になったら子供はいるというふうに理解していいのですね。1日、2日とか、吉日を選ぶとかはあるかもしれないけれども、その時点では保育所機能というのは動いていると理解していいものかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

**○（福祉）子育て支援課長**

10月1日ですかということで再確認はしていませんけれども、10月の開設に向けて保育所としての認可、それから認定こども園としての認定についても、事前に申請しなければ認可・認定は出ないわけですから、その準備を進めるのでしょし、当然幼稚園としては動いているわけですから、幼稚園児については10月1日をまたぐ、またが

ないにかかわらず、園児は存在しているわけですね。保育所としての開所については 10 月というふうに聞いていますので、普通は 10 月 1 日というふうに私も考えています。それに向けて準備を進めていますし、認可等がおきる前段では、職員の配置等が担保されなければ、当然認可等が出ないというふうに認識していますので、10 月 1 日の時点で子供がいるかどうかは置いておいて、子供を預かることのできる体制は整えられていると私も認識させていただきます。

#### ○斎藤（博）委員

私が言いたいのは、体制をとって空で走り出すなどということは、普通は考えられないということです。何をやるにしても、いろいろなところからお金をもらって、自己資金を投入して、建物を建てて、人を雇って、そしてオープンしてから子供の募集に入りますなどということをする人はいない。だから、来年 10 月 1 日には目標の 55 人が埋まっているかどうかはわからないけれども、当然それなりに募集をやって、子供の確保は終わって、スタートのときにはもう子供もいるという状況を考えるのが順当ではないかと私は思うのです。

それで、何を言いたいかというと、今回小樽市は桂岡の認定こども園が動き出してから子供の動向を見たい、そういうことで銭函保育所の建設計画の延期ということを行っているわけですが、私はこの間一貫してそのような時間が必要なのかという指摘をさせていただいています。

だから、そういった今の桂岡幼稚園側の思いをしんしゃくしながら考えると、6 か月も 8 か月も置かないと桂岡の入所状況が決して把握できないというのはどうかというふうに思います。もっと厳密な意味で、小樽で最初の認定こども園の市内での評価が定まってくるというのは、半年やそんなものではだめで、1 年、2 年のスパンで動かして初めて、これはいいものだ、悪いものだという一定の評価が出てくるわけです。真剣な分析調査には一定の時間が必要だと思うのだけれども、子供の動態を見るために 9 か月というのはいかがなものかというふうに私は思っていますが、それをベースにして工期を検討していくと、平成 27 年 4 月からというような結論が出されてくるわけですが、その部分についても、少し時間がかかりすぎるのではないかとというふうに思っているのです。

というのは、繰り返し話をさせていただいているとは思いますが、この銭函保育所の話は今年の 10 月、11 月に始まった話ではなくて、市立の真栄保育所が民間に移譲されるという話が起きたときに、初めて議会の中で公立保育所の役割をきちんと決めようというようなことで、何年もかけてつくってきたのがあの計画なわけです。それで、銭函保育所が 24 年度から工事をやって、25 年度にはサービスを提供する、地域の子育て支援の拠点にしますというようなことで言ってもらっているわけです。一方で、そういった計画をつくるときには、長橋保育所の廃止の問題、本年度からの各保育所の歳児別の見直しといった、いろいろな作業をやってきたわけです。多くの市民の皆さんの期待を背負って、銭函の計画というのはつくられているわけなのです。

今回の議会での報告を受けて新聞に載ったことによって、地域の皆さんはその前には今年やるという話を聞かされてきたわけですから、では何なのだという話になっていますし、また銭函の子育て支援のボランティアの皆さんに市が仕事を押しつけすぎているのではないかとというようなことで、ボランティア中心でだめではないかと、公的な役割が必要だというようなことを市役所に訴えながらも、地域で子育て支援をしているボランティアの皆さんも、銭函に子育て支援センターも含めて新しい銭函保育所ができるということで大変喜んでいました。そのため、やはりがっかりしているし、直接は言わないけれども、私らのような立場の人間にはががんと出てくるわけです。

そういったことを踏まえると、決して市長は地域における子育て支援の公的役割を後退させるつもりはないというふうに私は理解しています。そういった意味で、11 月 18 日の厚生常任委員会で言われている平成 26 年 6 月に着手して、27 年 4 月に開設するという 3 回目の見直しをされているわけですが、これはいくら何でも先送りしすぎだと思います。やはり地元の期待や地域での子育ての必要性を勘案して、前倒しする方向で再検討してもらいたいという思いが非常に強いわけなのですけれども、この辺について市長としてどういうお考えに立っているか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

## ○市長

斎藤博行委員の大変熱い思いについては、今、私もこの席で聞いていて感じております。私が就任早々、銭函保育所の問題について当時の福祉部長から報告を受けまして、どこに建設をするかというような問題があり、やはり現在あるところで建替えをするのが一番だということでございまして、であれば仮の施設をどこにするかというようなことで、それについて私自身が相手先に行ってお願いをして、御了解をいただいてという動きを实はしておりました。

今回、小樽桂岡学園の話がその後に出てきまして、スケジュールに沿って進んでおります。斎藤博行委員がおっしゃるように、来年の 10 月には、恐らく 1 年後には新しい建物ができて、そして認定こども園ができて、保育所の定員が 55 人という形ですけれども、これがどれぐらいになるのかはわかりません。でも、恐らく 10 月に、おっしゃるようにそういう募集をして活動していく、スタートしていくというふうに思っております。そうすると、平成 25 年 4 月には、また新たな動きが出てくるだろうというふうに思っております。

そもそもの銭函保育所の問題については、本会議も含めて、厚生常任委員会も含めて何度も報告させていただいているように、桂岡認定こども園、桂岡学園がスタートした後に、銭函地域の保育所の規模であるとか定員であるといったことをしっかりと踏まえた上で、新しい銭函保育所を計画していきましょう、検討していきましょうということですから、話は戻りますけれども、来年の 10 月にまず第 1 次があつて、25 年 4 月にあるとすれば、おおよそその定員であるとか規模というのがわかってくるだろうというふうに思っておりますので、時期についてはきちんとしたことを申し上げられませんが、できるだけ早い時期にこういったことに着手していけるように努力してまいりたいというふうに思っております。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

## ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽の質疑に移します。

一新小樽、吹田委員。

---

## ○吹田委員

### ◎姉妹都市提携委員会の事業について

まず、私は、先日の代表質問の中で、姉妹都市の提携委員会について質問させていただいたのですが、外郭団体というか、そういう関係でつくられているもので、補助金という言い方と、交付金という言い方では、どのような形で性質が違うかと思うのですが、これはどなたか答えられる人はいますか。

### ○（財政）財政課長

基本的には補助金も交付金も、相手方から何かをしてもらったことに対して寄附するといったものではなくて、似たような性格ではありますけれども、違いを明確に説明しろと言われても、なかなか答弁しにくいのですが、どちらかという、補助金よりは交付金のほうが、自由度が高いといった面はあるのかと思います。ある程度、補助対象経費に縛られないで使えるといったような柔軟性を持っているのが交付金だというような理解でございまして。

## ○吹田委員

今御答弁されたことがそうだと思います。通常、補助金というのは、使用目的についてもきちんと決められて、万が一その中で金額がそれなりに使っていなければ返還するという意味合いがあるのです。補助金はもらって、余った分はこれでやめますなどということには普通はならない。今回、この委員会には、事前に事業計画や予算を市でつくって、予算を要求したと言われているのだけれども、交付金という形で来ています。ですから、これについては、そのものをやらなかったらどうするかというときは、実際には今までそういう形で予定したものがなくなった場合は、通常は、お金はどういう形になっているのですか。

○（総務）相庭主幹

お尋ねの件ですけれども、交付金の予算というのは、前年度の計画において予算要求をして、交付金としていただきます。それに、その後の相手都市の事情などで事業が中止になっているものもございます。ただ、その場合、翌年度の交付金の請求、予算立てをする段階で、正確にこれだけ繰越金がございますということ、これは委員会にも、委員会というのは姉妹都市提携委員会ですけれども、そちらの委員にも報告して、承認していただいて、決算の中で繰越金がありますということで、その部分は翌年度の必要な事業費から差し引かれて、交付金として予算化されるという形になってございます。

○吹田委員

少し私の見方なり何かが悪いかもかもしれませんけれども、ということは、事業をつくって使わないということになったときに、行かないとか使わないとか何しないといけないとなったときに、それはそちらで基本的に持っているものなのだと。ということは、その中身をどれだけ使うかということについては、その中でそれなりに自由度があると。絶対にこうしなければだめだとか、これだけ使わなければだめだとか、何がどうとかということにならないという感じでしょうか。

私は今回のことについて、先日市長から、今のやり方は変えませんという話があったのですが、こういう中で基本的に、例えば市でもこういう特別なさまざまなものがあるということを知りました。例えば、市長が全国の小樽のアンテナショップへこういう形で行かれることもあったりする。また、恐らくそういう形で海外に行かれることもあるだろう。だけれども、こういうものについては、そういうところにお金をシフトして、そこである部分は自由に使える。こういうことだと私は理解しているのですが、基本的にこのやり方について、私が先日言ったことについて、なぜこういう形にしたほうがより便利なのか。

なおかつ、いろいろ調べていましたら、こういう表へ出ていくことに関して、市の方が出ていく部分については基本だと考えているのですが、事務費と事業費と書いてあります。だから、恐らく市長が、関係の理事者の方々が、事業費で行かれるということにはなっていないと思うのですが、この辺のところはどちらがベストなのか。ここの理由を聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）相庭主幹

お話の中で便利どうのこうのということではなくて、私どもで考えておりますのは、姉妹都市提携委員会の事業といたしましては、姉妹都市との交流事業の推進ということをその業務といたしますか、事務と考えております。したがって、その中で姉妹都市の訪問事業、これは当然他都市とのいわゆる国際関連といたしますか、そういったものの中では首長なり、しかるべき人間が行くというのが一つの慣例になっております。

そういったことで、訪問事業の中には、当然市長なり議長が行かれるということもあると考えています。したがって、そういった事業については、事業を担当している姉妹都市提携委員会の経費で支弁するということは、便利とかうんぬんということではなくて、その業務の支弁の仕方の問題というふうに考えております。

○吹田委員

こういうものに委員会の交付金が出ているところについて、監査委員は監査もやりませんと言っているのですが、実際に監査というのは、どの程度、内容はこういった事業をやっているのでしょうか。

○監査委員事務局次長

まず、財政的援助を与えています監査につきましては、監査委員の考えもありますけれども、基本的には各団体で行われています事業が、交付金の目的ですとか計画ですとか交付条件に従って、実施されているかどうかというのを主眼としております。その中で当然交付金も使っていくわけですので、収支の会計経理について、事務処理が適正に行われているかというのを監査として見ております。

**○吹田委員**

ということは、中身的な部分は、例えば私がそういうのをやったら、絶対に中身を見に行つて、実際どのようになっているのかということ細かく見ると思うのだけれども、今の監査委員の方々というのは数字的に合っているかどうか、書類があるかどうかという感じだけのことでやっていらっしゃる。収支が例えばプラス・マイナスで大幅赤字だったらだめですとなるかもしれないけれども、それなりにとんとんなら特に問題がない、こういう形で見るとというのが基本でしょうか。

**○監査委員事務局次長**

監査の中では、収支の問題で赤字が発生するとか黒字になっているとかいろいろありますけれども、基本的には黒字になっている、例えば交付金なり補助金を交付している団体で毎年交付しているところもございますけれども、その中で剰余金が多く発生しているところにつきましては、監査の中では次年度以降の支出だとか、もらう補助金の額だとかは精査していただきたいというような話は当然しておりますし、あと内容につきまして、監査の中身で収支が合っているかどうかと単純な話をしてしまったのですが、実際の監査の中では、支出にかかわります証拠の書類、領収書なり、あと収入にかかわるものはそれにかかわる通帳なりというものを当然監査として見ていく形にしておりますので、姉妹都市提携委員会にかかわる部分というのは、事業費の中では旅費の問題だとかいろいろありますけれども、その中には、ある書類の中でそれが整合性がとれているかどうかというのは常に検証しております。

**○吹田委員**

監査委員は、こういう関係のところについては毎年行っているのでしょうか、それとも何年かに1回という形なのでしょうか。

**○監査委員事務局次長**

財政援助団体については通常の定期監査と違ひまして、定期的に日程を決めてやっているということではございませんで、あくまでも毎年交付金なり補助金なり予算がつくもの、固定的なものもありますけれども、実際には年間と言う予算が確定した段階で、うちで予算書類上から補助金類の抽出を行ひまして、それに基づきまして、監査委員がどの段階に入るかということを決定もしておりますので、定期的にいつ入るとかということではなくて、予算の額だとかそういうものを見まして、監査委員が入る場所を決めていくということになっておりますので、通常大体年間二、三団体を選んで監査を実施しております。

**○吹田委員**

ということは、定期的なものはやっていないと、結果的には抽出で何か所かは行きますというぐらいのものだということに理解してよろしいのですか。

それと、この監査の関係の方々は、こういうやり方についてはやはり今、行政の進める側のやり方が正しいかなと、これについてはそういう形で考えていますか。

**○監査委員事務局次長**

事務局ということで答えられるかどうかというのもあるのですが、あくまでも監査につきましては、監査委員がすべてどういう形で出向するかというのを決めておりますので、監査委員が今年かわりましたけれども、実際これから監査をやっていくときにまた方針が変わるなどということが当然考えられますし、毎回このような形で監査をしているわけではございませんので、監査委員の意向によりまして、監査の方法なり、入る団体の数なり、定期的に入るというものは常時変更されるというふうに考えております。

**○吹田委員**

私はまだこの問題はこれからだと思います。

**◎市税に対する費用対効果について**



質問を変えまして、先日、市税の概要が出たのですけれども、皆さんが理解している市税の基本的な部分は、市民税の関係と固定資産税ということが基本です。

今、私が見ていまして、いつも思うのですけれども、個人市民税が圧倒的に多く、法人市民税というのが非常に少ないという感じなのです。これは経済活動を行っているところが少ないということなのかもしれませんが、私は市では、市民の皆さんにさまざまな形で市税を再配分している場合もあり、事業者に対しても、先ほど市長が経営の問題と言ったのですけれども、そういう面では、市内にあるところに、補助金的なものと言ったら失礼なのですが、そういう形でさまざまやっているのですけれども、そういう中で市民のお金をそちらに投入して、そして一生懸命やっただいて、そして税金で返していただくというのが基本だと思っているのです。こういう中ではそのところが不満だと思うのですが、この辺のところについて、そういう意味では基本的には市民のところから集まってきた税金ですけれども、そういうものが活用されて、はね返ってこないという感じが見えますが、その辺については市の見解というのはどうですか。

#### ○（財政）税務長

今の委員の御質問の趣旨は、先ほどの市長の話ではないのですけれども、いろいろと市で各種施策というか事業をして、当然財源は税金ですから、投下しているわけですから、市税に対する費用対効果というのですか、そういうことについてのことだと思います。確かに商工業だとか商店街に対する振興の補助金だとか、企業誘致の部分だとか、いろいろな面で市は法人に対してもいろいろな施策をとってやっていますけれども、その本来の趣旨は、最終的には市税ではね返ってくるということではありますが、今景気の悪い中で、中小企業含めて皆さんが何とか一生懸命踏ん張って頑張っているわけです。

ですから、そういう頑張っている部分の後押しというのですか、下支えというのですか、そういう部分の意味合いのほうが大きいのかと思います。あと、イベントなどでの市の補助金等というのは、にぎわいをつくるだとか地域の活性化とか、そういう部分が目的、意図としては大きいと思いますが、毎年のように御存じのとおり税制も変わっていますので、市税のほうに返ってくるかどうかというのは非常に難しい問題で、算定というのも難しいでしょうから、これだけ市が投下していながら市税で返ってこないという、直線的というのですか、直接的なことをあまり見てしまうと、法人の皆さんにも個人の皆さんに対しても、難しいのかとは思っています。私どもは市税のそういう費用対効果ということは、最終的な目的としては望みますけれども、それを直接、毎年度の事業の中で、あまり期待していないと言ったらおかしいのですけれども、それをあまり高望みしていないと考えている状態でございます。

#### ○吹田委員

##### ◎滞納について

また、市税の関係では収入率というのがあって、滞納分については収入率が1割ぐらいとほとんど入っていないという感じなのですけれども、この辺のことというのは、市の事業は全体的な収入があって初めていろいろなことができるということですので、法人それから個人も含めてきちんと収入されない部分について、どのような感じで今とらえていらっしゃるのか。

また、例えば固定資産税の滞納分については、大変な金額が残っています。これは今後もずっと続いて増えていくのかどうかという問題なのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

#### ○（財政）納税課長

未収分といいますか、滞納についての話を委員はお聞きだ思うのですけれども、基本的には税法上の規定では、納期限を過ぎても納付がない場合には20日以内に督促状を發して、その督促状を發した日から起算して10日を過ぎた日までにまだ納付がないときには、滞納者の財産を差し押さえなければならないとなっていますので、基本的には滞納額が生じたときには、最終的には財産を差し押さえ、それを要するに滞納額に充当するというのが最終

的な目標となります。

○吹田委員

固定資産税で滞納額が大きなものというのは、今後どのような感じで展開すると考えていますか。

○（財政）納税課長

個別の話はできないのですけれども、今傾向としましては固定資産税につきましては、現年分についての収入率が大体近年、横ばい状況になっています。ただ、滞納繰越分がどんどん増えていきますので、その結果、トータル分母が大きくなりますので、結果的にトータルすれば収入率が下がるという形になっています。これにつきましては、固定資産税は、土地なり家屋なりの評価額に基づいて課税されますので、いわばそこから生じる収益とは関係なしに課税されている形になります。そういったわけで、近年経済状況が悪い中で、収入、所得が下がっていて、単純に評価額に基づいて課税されているものを支払うというのが、納税者にとってはなかなか難しい面が出てきているのかという思いはしております。

○吹田委員

この滞納的な部分については、いつも皆さんは努力されていると思うのですけれども、こういった部分は市の財政の基本ですから、この辺についてはさらに努力をしていただきたいと思います。

◎認定こども園について

続きまして、認定こども園のことで各委員からもいろいろと質問が出ていると思うのですけれども、私どもは先日の代表質問の中でも確認しましたが、この認定こども園には、交付金ではなくて補助金が出ているのですよね。ですから、当然事業がきちんと成立していなかったら、補助金というのは返還の形になるのですよね。この補助金については全体で今 2 億円ほどになっているのですけれども、これはすべて補助金適正化法が影響するのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

事業補助金を受け取って建物を建てて、後で事業ができなくなったとか、何らかの形で事業をやらなくなった場合の補助金の返還という趣旨だと思いますけれども、結果としてできなくなった理由にもよる部分はあると思うのですが、特にただ単にもうからないというようなことで事業をやめるのだとすれば、当然補助金については返還の対象になるというふうに聞いてございます。

○吹田委員

昔、愛育助産所があったとき、あそこの施設も補助金の対象だったのですけれども、年度の補助金の対象となる期間前にやめたものですから、たしか休所にして、廃止できなかったのですよね。返さなければならぬし、お金はないしということがあったのですけれども、これについて、私はこういう形で、認定こども園として、そういう学校法人が出てくる。問題は、銭函地域では、今後、銭函保育所を基幹にするという先日のお話です。そうすると、全体の子供たちの需要が動いた場合にそれが成立するかどうかということについて、私はすごく心配な部分がある。

また、市は、基本はこういうときに桂岡の認定こども園に皆さん行ってください、銭函が利用しやすいのかもしれないけれども、そっちが優先ですと、こういうふうにするのかどうかということも問題です。市の事業というのは、やめても何しても、市が単独でやりますから影響がないのですけれども、そういう意味では、こういう形のこれからのそういうところの見方というのは、そういうスタンスでこれを地域で動かすかどうかという問題なのですから、これはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

銭函地区の保育の状況というか、需要が今後どのように変わるのかということにもつながるのかと思うのですが、確かに少子化あるいは小樽の人口が減っているという部分がありまして、市内全体でも子供の数というのは減少してございます。ただ、銭函地区に限っては、小樽市内の他の地区と比べると、子供の減り方が少ない部分でございまして。それとはまた別に、子供の数は減っているのですけれども、保育所に対する需要というのは逆に増えて

いるという傾向でございます。ですから、子供の数が減るということがイコール保育の需要が減るのだということには、必ずしもそういうつながりにはなっていない状態があるということなのです。

ですから、現状においては 110 名の定員で、11 月 1 日でたしか 104 名の子供が入所されています。そこに 55 名の保育所ができた場合にどうなるのだろうというところは、子育て支援課としてもなかなか読めないところなのです。確かに公立保育所という部分で、銭函保育所については実績があると思います。ただ、認定こども園というのが小樽市内で初めてできるという部分等含めて、どういうものなのかというのがなかなかまだ周知されていないのではないかと状況の中で、認定こども園が開設されたからといって、すぐ皆さんが入所するのかというところもなかなか読みきれないという状況があるのです。さらには、大都市でもあるのですが、待機児童が 1,000 人いるから、例えば 1,000 人分の保育所をつくったとしても、需要が新たに掘り起こされてしまって、さらに待機児童が増えてしまったというようなこともあるので、現在待っている人数に見合う分だけの保育所をつくれれば待機児童が解消されるということでもないような部分なのです。

ですから、非常に保育需要というのは見込みというのが難しいというふうに認識していきまして、現実には開設された後でどの程度の需要があるのかというのは、先ほど斎藤博行委員もおっしゃっていましたが、本当に半年でいいのかという部分もあるのだと思います。そういった中で、さらに 20 年、30 年という中で子供の数を見込むというのは非常に難しいというふうに考えています。

ですから、現行の中で、銭函に 55 人が定員の認定こども園ができますけれども、今後の需要については開設後の需要を見たいという部分と、それと同時に需要の部分についてはなかなか読めない。そういった中で認定こども園の経営が立ち行かなくなるのだということについて、現実のものとしてとらえて、こういう計画をなかなか進めていけないというところもあります。

ですから、答弁になっているかどうかわかりませんが、市としては、両方の保育所の状況ですとか、あくまでも現在の計画では銭函保育所については拠点施設の一つということで、地域子育て支援センターを併設していくのだということで、銭函地区においての子育て支援についても進めたいと考えておりますので、そこら辺で御理解いただければというふうに思います。

#### ○吹田委員

私は、そういう形で民間の方にしっかりとやっていただくというのであれば、それなりの対策も考えながらいかなければと思っていますので、これは最低でも 35 年から 40 年はそこに存続しなければならないことになりまして、大変な使命を負ったのかと思っていますので、その辺はぜひお願いしたいと思っています。

#### ◎非正規職員の兼業について

次に、私は、先日、給与条例については総務常任委員会での話になりますからあれなのですけれども、その中で非常勤職員のことについて聞いたのですが、非常勤職員はここにいらっしゃる皆さんと同じような勤務時間で、事務職の方は年収で 150 万円程度、保育士の方は 200 万円程度となっているのですけれども、一人一人の方々が最低でも生活ができる程度のもは保障するのが基本だと思っています。

問題は、そういう中でその方々がどのような感じでされているのかということです。よく我々のほうにも短時間勤務の方が来られて、職業は二つも三つも持っていますという人がいるのですけれども、この方々はこういう形で非常勤です。ですけれども、この方々が二つ職業を持つとか、三つ持つとかということについては特に問題はないのですか。

#### ○（総務）職員課長

非常勤職員といいますか、非正規職員の兼業の問題だと思うのですが、非正規と呼ばれている部分で、職種としては臨時職員と嘱託員と 2 種類ございまして、この辺は先般本会議で答弁したのは臨時職員についてでしたので、まず臨時職員のほうから説明しますと、地方公務員法の適用になりますので、当然職員と同様に兼業というものは

禁止されていて、できない形になっています。

それと、嘱託員につきましては、週の勤務時間が 29 時間以内という制限がございまして、私どものところで働いていただいているのですけれども、非常勤の扱いなので、副業するという点については法的な制限はないというふうには思っています。

ただ、だからといって、私どももストレートにいいですよというふうにはならないということです。市で働いていけば、正規職員なのか臨時職員なのか嘱託員なのかというのは、市民から見てもわからないわけですから、例えば夜コンビニに行ったらそういった職員が働いていたという話にもならないと思いますので、私どもでは単純に非常勤だから働いてもいいですよという答えることはできないけれども、制限もできないということです。

#### ○吹田委員

大変失礼なのですがすけれども、年収 150 万円ですか。だから、月にして 12 万 5,000 円程度で、健康保険、厚生年金を払ったら、所得税もかかりますので、手取りで 10 万円はないような感じの世界ですけれども、そういう形で仕事をしていただくというのはどうかという感じもするのですが、この辺についてはそういうやり方だということであって、それはそれでいいのだというような感じで考えてよろしいですか。

#### ○（総務）職員課長

それでいいのだとか悪いのだとかという話にはならないと思いますけれども、私どもとしては一定の財政的な制限がある中で、嘱託員なり臨時職員を、条件をつけて当初から募集しているという前提がございまして。ただ御存じのとおり、平成 16 年から嘱託員、臨時職員の方々についても、財政健全化の折ということで独自削減に協力いただいております。今でも 3 パーセントの削減に協力いただいているという状況でございまして。

これまで、北海道の最低賃金の上昇率に合わせて単価の底上げというものを図ってきておりまして、今回 10 月に出された北海道の最低賃金が 705 円の中で、市の例えば嘱託員で言うと 1,000 円を超える単価、臨時職員については若干切りますけれども、民間と比べるとそういった高い時給単価で来ていますので、私どもとしても、決して非常勤と呼ばれる中では、低い処遇ではないというふうには感じています。言ってみれば、まずは処遇うんぬんよりも、独自削減の部分を一刻も早く何とかしたいという思いが強いです。

#### ○吹田委員

私は、この部分についても、皆さん一人一人がここで一日一日生活するわけですから、その部分はそこにかかわるのであれば何とかしてあげなければだめかという感じがしますので、ぜひお願いしたいと思います。

#### ◎放射性物質が検出された粉ミルクの情報の把握等について

続きまして、昨日からですか、明治ミルクから放射性物質が検出された問題があるのですけれども、私は前から言っているのですが、今回の件で全体的に放射性物質がまかれたのですべてのことに影響すると思っております。今回も換気口か何かから入ったというような話をしているのですけれども、私はああいうところの工場でそのようなことがあるのかと考えているのです。普通はそのようなことにならないような気もするのですけれども、そういう状況でありますということで、問題は、そういう面では放射能にかかわってさまざまなことが今までも起きているのですけれども、今回の問題について、保健所のほうではどのような対応を今考えていらっしゃるのかということです。ミルクについてはどの程度つくられて、どのような感じで流れたかということについて、保健所は確認していらっしゃるのですか。

#### ○（保健所）生活衛生課長

放射性物質が検出された粉ミルクの情報の把握等についてでございますけれども、今回の事例につきましては、食品衛生法の中で定められています放射性セシウム乳製品の暫定規制値 200 ベクレルパーキログラムよりもかなり低い 22 から 31 ベクレルということであって、行政によって市場への流通をやめさせるというような措置はとられておりません。国や道からもそういった通知は来ておりませんので、保健所のほうではこの情報につきましては、

新聞やテレビなどのマスコミ等を通じて把握したところをごさいますて、詳細については明治乳業のホームページの中で確認しております。

また、小樽市内に流通しているかどうかということをごさいますけれども、正確な数字等については、あくまでも今回は、メーカー側の自主的な無償交換という措置でございますので、把握しておりませんが、実際にはメーカーの主力製品ということで、小樽市内にも非常に多く出回っております。また、店にも問い合わせをいたしましたところ、そういった情報につきましてはメーカーからもう情報が来てございますて、店頭からは撤去して、市民に対しても店でも対応しているということを現在把握しております。

#### ○吹田委員

私は、この問題で今一番大事なことは、全体像が全く出てきていないという感じだと思うのです。常にポイントポイント、たしか米についても福島県では全部調べて何もなかったという話もしているのに、あちらこちらで今出ていますね。だから、あの辺は、何かだれかが意図的にそうしているのかというぐらいの気持ちで私は見ているのですけれども、こちらのほうでは一回一回出ますと、常にそこで風評被害みたいなものが出ますから、そういう面ではきちんとした情報が欲しいと思うのですが、小樽でこの放射能の問題についてはこれからもずっと続くような気がするのです。除染したら終わりましたではなくて、除染しても、それはただ水をかけてずらしてしまっているだけですから、何も解決になっていない状況でございます。そういう面ではこの辺のところも、今回の福島第一原子力発電所の放射能の問題について、保健所としましてこれからの全体的な部分で、小樽市内に入ってくるものについても、配慮が必要だと思うのですけれども、これから保健所はこの問題を含めて、放射能についてどのような感じでもらえていくのでしょうか。

#### ○（保健所）生活衛生課長

保健所の今回の問題での役割といたしましては、小樽市内の中に放射性物質で汚染された食品が流通させないということが第一義的な役割だというふうに考えておりますけれども、実際には低線量の放射線による健康への影響の出方がまだ十分には解明されていないというような市民からの御意見がございますし、また生産者の立場といたしましても、物が売れるかどうかというような大きな不安があるというようなことで把握しております。

現在、規制値につきましても厚生労働省で見直し作業に入っていると聞いておりますけれども、保健所といたしましては、市民の方々の安全を前提に、今どういったリスクがあって、市民の方々がどういったことを不安に思っていて、それを低減するにはどうしたらいいかというような情報の提供や説明について、これからも図っていきたいというふうに考えております。国は、これをリスクコミュニケーションというふうに言っておりますて、保健所もこちらについて力を入れていきたいというふうに考えております。

#### ○吹田委員

これには本当に特に弱者が、小さな子供、生まれて間もない方々が今回ぶつかったのですけれども、そういう方々を含めて小さい子供たち、また高齢の方々の安心と安全を守るために、私はますます保健所の皆さんの活躍が必要かと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それと最後に、ちょっと先日、私は最後の質問で市長に尋ねたのですけれども、この問題はよくわからないというふうによく言われているのですが、私はやはりこの問題は市長のほうでしっかりと、内容がよくわかりませんなんていうことで先日あったのですけれども、調べていただいて、それなりにきちんと対応していただきたい。私らはこれに命をかけてやっていますから、結果責任はそちらだと思っていますので、そのようなことを踏まえて、ぜひこれからもお願いしたいと思っています。

私は、やはり自分の生き方というものがあるわけですから、そういうところでもありますので、ぜひこの問題についてはこのまま何とかというふうにはいきませんので、その辺をきちんと、行政は行政としてそれなりにやっただいていてと思っていますので、これについては、今回は、それは必要なことと思っていますから、ぜひお願い

したいと思います。

---

**○委員長**

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。